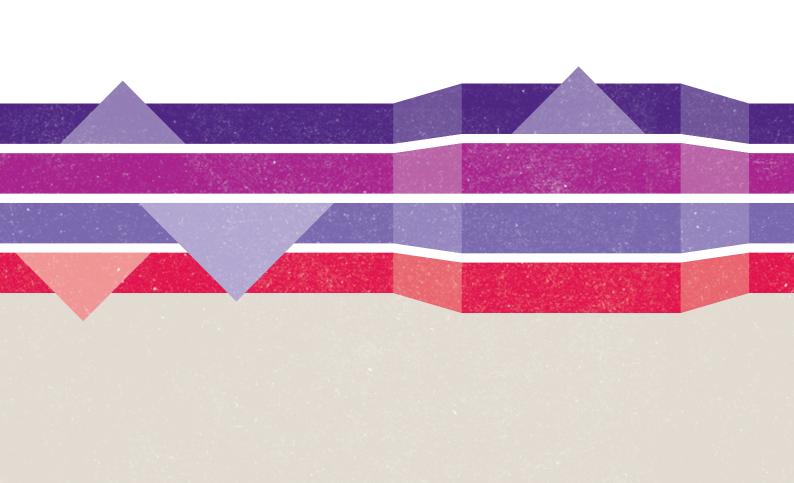


# IFRS Top 20 Tracker

2014 edition



### 目次

エク	· ゼクティブ・サマリー	01
表示		
1.	整合的かつ明確であることの重要性	02
2.	開示負担の軽減	04
3.	財務諸表の表示	06
4.	代替的な業績測定値	09
規制	   当局が注視する領域	
5.	継続企業	12
6.	事業セグメント	14
7.	減損の評価及び開示	17
8.	収益認識	19
9.	キャッシュ・フロー計算書	21
会計	十処理が複雑な領域	
10.	法人所得税	24
11.	株式に基づく報酬契約	26
12.	企業結合	28
13.	ヘッジ会計	31
初め	りて適用される基準	
14.	一連の連結基準	34
15.	IFRS第13号「公正価値測定」	38
16.	年金コストの会計処理	41
今後	後について	
17.	IFRIC第21号「賦課金」	44
18.	投資企業	46
19.	IFRS第9号「金融商品」	48
20.	収益認識の開発	51

"グラント・ソントン"は、保証、税務及びアドバイザリー・サービスをクライアントに提供するグラント・ソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。
"GTIL"はグラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドを表します。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。GTILはイングランド及びウェールズで設立された有限責任の私会社である国際的な統括企業です。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。サービスはメンバーファームにより提供されます。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。"グラント・ソントン"の名称、メビウスのシンボル/デバイスを含むロゴ、及び"Instinct for Growth"はGTILの商標権です。グラント・ソントンロゴも含んだ全ての著作権はGTILに帰属します。無断複写、転載を禁じます。

#### 重要なディスクレーマー

本書は情報源となるように作成されました。これはガイドとしてのみ意図されており、特定の状況におけるこの内容の適用は、固有の事情により異なります。表現においてはあらゆる注意が払われていますが、この文書を利用してIFRSへの準拠を評価する方は、十分な研修を受講し経験を積んでいなければなりません。専門家の助言を考慮して取り入れることなしに、本書に含まれる内容に基づいて行動してはなりません。本書に含まれている可能性がある全ての誤謬(発生した原因が不注意によるものかそれ以外かを問わない)又は本書を利用、又は何らかの依拠をした結果として個人が被った損害について、グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド及びその構成員、すべてのメンバーファーム並びにそのパートナーとスタッフは、一切の責任を負いません。

### エグゼクティブ・サマリー

#### はじめに

2014年版IFRS Top 20 Trackerでは、IFRSに基づき財務諸表を作成する企業が直面する可能性のあ る課題として、グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドが識別した開示上及び会計上の20の問 題について説明します。

世界有数の独立した会計及びコンサルティング事務所の一つであるグラント・ソントン・インターナショ ナル・リミテッドの各メンバーファームは、IFRSの適用に関して幅広い経験を持っています。

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドは、そのIFRSチームを通じて、メンバーファームが高品 質で首尾一貫したIFRSの適用を支援する一般的な指針を作成しています。

2014年版のIFRS Top20 Trackerは、2013年1月1日以後に開始する事業年度に適用されるIFRSに基 づいて作成しております。

#### 主要なテーマ

2014年版は5つのセクションで構成されており、読者が本刊行物における下記の全体のテーマに着目 していただけるようになっています。

- ・表示の問題
- 規制当局が注視する領域
- ・ 会計処理が複雑な領域
- ・初めて適用される基準
- 今後について

いうまでもなくIFRS Top 20 Trackerは、企業が本年度の財務報告シーズンに直面するであろう諸問題 を網羅するものではありません。多くのグラント・ソントンのクライアントにとって特に重要であると思われ る領域に焦点を当て、経営者が優先順位を付けて、検討を行うに際して支援することを意図するもの です。

> グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド 2014年3月



## 表示の問題

### 1. 整合的かつ明確であることの重要性

#### 財務諸表を総括的に捉える

IFRSに従って財務諸表を作成する多くの企業は、財務諸表に付属する「経営者による説明」について も作成するよう要求されます。「経営者による説明」は、「経営者による業績の検討と分析(MD&A: Management's Discussion and Analysis)」又は「事業及び財務上のレビュー(OFR: Operating and Financial Review)」、ないし「戦略レポート(Strategic Report)」などの名称を用いて説明されることもあ ります。IASBは、この領域において強制力のない実務記述書を公表しています。また、多くの国の法 律及び証券規制では、IFRSの範囲に留まらない記述による報告及び開示を要請しています。

これらの規制に準拠するためには、完全かつ正確な会計情報が必要とされます。しかし、財務諸表開 示と記述開示という異なる要求事項を別々のものとして考えることはできません。経営者による説明と 財務諸表が相互に補完し合い整合するよう、双方を総括的に捉えることが重要です。

整合性は、経営者による説明、基本財務諸表、会計方針及び財務諸表の注記において重要です。 経営者による説明のセクションと対応する財務諸表のセクションが異なる担当者又は異なる時点で作 成されている場合は、それらの内容すべてが一つの纏まったものとして整合しており、できる限り重複 しないようにするために細心の注意を払う必要があります。

#### 規制当局は不整合を問題視

規制当局は、企業の経営者による説明と財務諸表で提供された情報における不整合を追求します。 例えば、企業がセグメント分析を経営者による説明において示していながら、財務諸表の注記で事業 セグメントを異なって説明していることを規制当局は常々問題視してきました。

総じて規制当局は、収益認識に焦点を当てることが多く、収益認識に関する会計方針については特 に注視しています。企業の収益認識に関する会計方針が、経営者による説明における事業モデルの 内容について述べた情報と整合していることが重要です。

他にも、規制当局が、経営者による説明と財務諸表との間における明らかな不整合について問題視し たことのある領域には、減損の見直し及び継続企業の前提の評価を裏付ける仮定や見通し、並びに リスク、不確実性及び重要な判断と見積りに関する情報が含まれます。

#### 検討すべき事項

経営者による説明と財務諸表との整合性を達成する上で役立ついくつかの検討事項を以下に示します。

財務諸表	経営者による説明		
継続企業	<ul><li>・ 企業の将来見通しについて提供された情報は、当該企業が継続企業であるとみなされる理由に関する開示と整合しているか。</li><li>・ 使用、未使用及び限度額並びにコベナンツの詳細を含めた融資の状況などの要素について経営者による説明での情報が、財務諸表情報と整合しているか。</li></ul>		
会計方針	・ 企業の会計方針は、経営者による説明で取り上げられている主要な各種の取引を取り扱っているか。		
前年度からの重要な変更	<ul><li>・企業は、会計方針または表示における前年度からの重要な変更について説明しているか。</li><li>・該当する場合、改訂された会計方針は明確であるか。</li></ul>		
セグメントの開示	<ul><li>経営者による説明における企業の事業及びその経営方法についての記述は、財務諸表におけるセグメントの開示と整合しているか。</li><li>IFRSに基づかない数値でも、必要に応じて、IFRSに基づく開示と適切に調整しているか。</li></ul>		
後発事象	・ 経営者による説明での後発事象の記述は、財務諸表における記述と整合しているか。		
減損テスト	・ 企業の減損テストで使用した仮定は、経営者による説明で開示される情報と整合しているか。		

概して、IASBの基準の精神及び条項に従い、適正表示を達成するために適切な開示を行う必要があ ります。

### 2. 開示負担の軽減

IASB及びその他の基準設定主体が透明性の向上を図ろうと、既存の開示要求に新たな要求事項を追加したため、近年、財務諸表の情報量が大幅に増加しました。しかし、財務諸表の注記量の増加は、財務諸表の作成者にとって大きな負担となり、利用者が財務諸表の数値を理解する際の助けとなるという本来の目的が果たされていないという懸念を多くの人々が示しました。

これを受けて、当該問題に対処するための提案を行う報告書の公表を含め、さまざまな取り組みがこと数年間にわたって行われています。その中には以下が含まれます。

	表題	発行者
2011年7月	過大な開示の削減	スコットランド勅許会計士協会とニュージーランド勅許会 計士協会
2012年7月	開示フレームワーク	米国財務会計基準審議会(FASB)
2012年7月	注記に関する開示フレームワークの開発に向けて	欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)
2012年10月	広義での財務報告の開示についての検討	英国財務報告評議会(FRC)
2013年12月	財務報告の開示:市場と規制の失敗	イングランド・ウェールズ勅許会計士協会(ICAEW)

IASBは、財務諸表における開示の加重負担に対して高まる不満に対処するために、こうした論点に重点的に取り組む新しいスタッフグループの創設を含め、多数の新たな取り組み(イニシアチブ)を行ってきました。

2013年1月に、認識された開示の問題について検討を行う公開の「開示フォーラム」を開催し、その後、 当該会議の結果を示したフィードバック・ステートメントを公表しました。本フィードバック・ステートメント には、当該議論の要約とともに、次の3つの主要な領域に取り組むIASBの意向が示されています。

- 1. IAS第1号「財務諸表の表示」の修正-IASBは、IAS第1号の狭い範囲の修正を行い、財務報告書作成の際の作成者の判断行使に対する認識されている障害に対処することを目指す。
- 2. 重要性-IASBは、重要性に関する教育マテリアルを、諮問グループからのインプットにより開発する。
- 3. 開示に関する別個のプロジェクト-IASBは、開示の有効性に関連した幅広い課題を、調査研究アジェンダの一部として検討する。

また、IASBは、改訂される概念フレームワークの開示に関するセクションを開発するにあたり、受け取ったフィードバックを使用します。2013年7月に公表されたディスカッション・ペーパー「概念フレームワークの見直し」には、こうした趣旨でいくつかの提案が示されています。IASBは、IAS第1号の狭い範囲の修正及び長期的な取組みを含め、結果的に行ういくつかの短期的な取組みについて構想しています。提案された長期的な取組みには、IAS第1号「財務諸表の表示」、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の置き換え、並びに個々のIFRSにおける開示要求の改訂が含まれます。

ただし、本作業にはしばらく時間がかかり、個々の基準で規定された特定の開示の変更についてはさ らに時間がかかるでしょう。幸い、財務諸表の開示の有用性や明確性を向上させるために企業がその 間にできることは多数あります。一部の企業は、開示に対する自社のアプローチの見直しをすでに行 い、IFRS及びその他の報告要件への完全な準拠を維持しつつ、「不要な情報」を削減することに成功 しています。次の表は、新たなベストプラクティスのいくつかについて概要を説明しています。

#### ベストプラクティス

#### 検討すべき質問

- ・ 重要なメッセージに焦点が当てられ、関連のある状況に裏付けられて ・ 当期における重要な取引に関する報告は明確かつ透明性があるか、 おり、かつ重要でない詳細が明確さを欠くことがないようにする必要が
- ・ 効果的な相互参照を示し、重複を避ける必要がある。
- 及び適切な会計方針を開発したか
- 会計方針は企業の状況に固有のものであるか。
- ・ 無関係かつ重要でない項目に関する会計方針を削除し、重要な会計 方針、判断及び見積りに関する情報を関連する脚注とともに記載する ことを検討したか。
- ・不要な情報を回避したか。
- ・ 使用する言語は正確であり、複雑な論点を明確に説明する必要がある。 ・ 言語は明確であるか。
- ・ 専門用語や「決まり文句」は、避けなければならない。
- ・企業固有の開示に焦点が当てられているか。開示は企業の事業及び リスクに固有のものであるか。
- 一貫した方法で企業の筋書を説明するように、関係する情報と関連付 けているか。
- ・ 可能な限り、重複を低減しているか。
- ・ 一般論的な記述を避けるよう注意を払っているか。
- ・ 財務諸表の項目は、重要なメッセージを伝え不要な詳細を避けるため ・ 投資者にとって目的適合性のある情報の伝達に焦点を当てているか。 に、適度に集約して報告されなければならない。
- ・ 調整表は、付随する記述によって裏付けられ、かつその記述と整合し ・ 重要性のない情報は除外したか ている必要がある。
- ・企業は適切に纏めているか。
  - ・マーケティング関連の情報を制限するよう努めたか。
- ・ 重要性にかかわらず、あらゆる開示要求を含めようとすることによって ・ 経営者は、規定された開示の重要性及び以下の項目について検討を 慎重になり過ぎる心理的傾向を避ける。
  - 行ったか。
  - 明らかに重要でない開示を削除したか。
  - 重要性の低い(しかし要求される)開示を付録に示すことについて

### 3. 財務諸表の表示

#### 表示は財務諸表の基礎である

IAS第1号「財務諸表の表示」は、IFRS財務諸表にとって不可欠なものであり、表示に関する基礎が示 されています。本基準の適用は容易に思われますが、規制当局は引き続き重要な問題を提起してい ます。以下でいくつかの主要な問題について説明します。

#### 会計方針

IAS第1号第117項では、財務諸表を作成する際に用いた測定基礎及び財務諸表を理解するのに目 的適合的なその他の方針を含め、重要な会計方針の要約を示すよう要求しています。

重要な会計方針は事業の複雑性に応じた方法で開示しなければならず、当該方針の明白な欠如は、 規制当局によって問題視されるでしょう。同様に、重要でない会計方針(例えば、企業が中止した活 動又は取引に関するものであるため)については、削除しなければなりません。使用していない会計 方針の情報を記載したままにすることにより、主要な報告分野における重要な会計方針から注意が逸 らされてしまいます(不要な情報の削減に関するセクションをご覧下さい)。規制当局は、重要な会計 方針は発行体にとって最も適当な順序で財務諸表に含めることができるということを指摘しました。ま ず、最も重要かつ目的適合性があると考えられる方針を最初に示し、可能であれば、当該方針の適 用に際して選択されるすべての選択肢に焦点を当てます。

実際のところ、規制当局が問題を提起することが多い会計方針は収益認識に関するものです。例え ば、そこで示された会計方針は非常に一般的で、企業の個別の状況、事業および取引との関連性が 示されずに、会計基準の文言の繰り返しに過ぎないことなどがその理由として挙げられます。この論点 については収益に関するセクションで詳しく説明しています。

#### 重要な判断

IFRSの中心となる理念とは、その適用に際して経営者の判断を要する原則主義の報告フレームワー クであると認識されています。IAS第1号第122項では、経営者の決定により最も影響を受ける業績面を 財務諸表の利用者が理解できるようにするために、財務諸表に計上されている金額に最も重要な影 響を与えているものについての経営者の判断を開示するよう要求しています。

規制当局は、明らかな開示の省略、及び経営者がその判断を下した理由が明確ではなく、一般的過 ぎる開示に対して問題を提起するでしょう。関連する判断が示されていない会計方針又はその他の注 記へ単に相互参照するというものでは、本基準の要件を満たしません。



グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、2013年版のIFRS「連結 財務諸表記載例」を公表しました。新しいバージョンは、2013年12月31日に 終了した事業年度から有効となっている変更を反映させるために更新を行 いました。

本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントン・メンバーファームの IFRS窓口にお問い合わせください。

#### 主要な見積りの不確実性の原因となる事項

IAS第1号第125項では、経営者は、翌事業年度に資産や負債の報告金額に重要な修正を加える可能性のある、財務諸表を作成する際に行う仮定及びその他の見積りの不確実性に関する主な情報を開示するよう要求しています。規制当局は、見積りの不確実性の原因となる事項の見直しを定期的に行い、それらが各財務諸表のセットに関連しているようにする必要があるということを作成者に喚起しています。

世界の一部の地域では経済環境が依然として不透明であるため、算定の基礎となる方法、仮定及び見積りに対する資産や負債の帳簿価額の感応度についての開示を拡充することは経済状況の安定したとき以上に必要であると考えられます。開示は具体的かつ企業が直面する実際の問題について言及するものであり、経営者による説明に示された記述と整合していなければなりません。一般的な開示又は経営者による説明との明らかな不整合については、規制当局が注視すると思われます。また、規制当局は、IAS第1号第129項に示されている例に沿って、算定の基礎となる方法、仮定及び見積りに対する帳簿価額の感応度(その感応度の理由を含む)を提供するよう作成者に対して求めています。

#### その他の包括利益

その他の包括利益(OCI)には、当期の純損益に含まれない利益及び支出の項目が含まれます。例えば、有形固定資産の再評価による利得及び在外営業活動体の財務諸表の換算時に生じる為替換算差額などが挙げられます。純損益に含めるよう要求されている項目を、OCIに表示することはできません。しかし、最初は利益又は費用であるように思われても、所有者の立場としての所有者との取引であるとみなされるため、実際には包括利益合計の一部として表示されない項目があります。例えば、株式に基づく報酬は純損益に認識されます。しかし、関連する繰延税金の一部については、所有者の立場としての所有者との取引であるとみなされるため、OCIではなく、IAS第12号「法人所得税」に基づいて資本に直接認識される可能性があります。(法人所得税に関するセクションをご覧下さい)。

IFRSでは、OCIに以前に認識されていた金額を純損益に振り替えて、認識する(組替調整と呼ばれます)よう要求される場合があります。IAS第1号第92項では、そうした組替調整額を個別に開示する(例えば、金利の変動リスクのヘッジに関連してキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から純損益に振り替えた金額など)よう要求しています。(ヘッジ会計に関するセクションをご覧下さい)。そうした開示が省略されている場合には、規制当局が注視することも考えられます。

2012年7月1日以後に開始する事業年度から有効となっているIAS第1号の改訂では、OCIの項目を、 その後に純損益に振り替えられる金額かそうでない金額かについて、包括利益計算書で分析するよう 要求しています。

#### 分解

IAS第1号第54項では、財政状態計算書(貸借対照表)に含めなければならない表示科目を示しています。内訳項目は、企業の事業に適切なものとして表示されます。IAS第1号第58項では、以下の事項に関する評価を基に追加の表示科目を表示するかどうかについて判断を行使するよう要求しています。

- ・ 資産の内容及び流動性
- ・企業内における資産の機能
- 負債の金額、内容及び返済時期

例えば、未収収益と前払金を合算することは、当該資産の内容と流動性が異なるため、適切ではない可能性があります。同様に、繰延収益と未払費用を合算することは、当該負債の内容と返済時期が異なるため、適切でないといえます。

#### 自己資本管理に関する開示

IAS第1号第134項から第136項では、企業が自己資本として管理しているものの説明及び定量的デー タの要約を含め、自己資本の管理に関する目的、方針及び手続についての定性的情報を開示する よう要求しています。

企業がこうした要求事項に明らかに準拠していない場合には、規制当局から引き続き問題視されるこ とになります。これらの内容別の定量的及び定性的な開示は、ほぼあらゆる状況において重要である とみなされるでしょう。企業が自己資本と把握している構成要素と財務諸表における関連する残高の 記述的な同一性は、自己資本管理に関する定量的な開示と整合させる必要があります。

定性的な開示は、企業の状況に固有のものであり、包括的かつ決まり文句を避けなければなりません。 自己資本管理に関連する取引又は事象が生じた場合には、具体的な開示(例えば、株式の発行又 は買い戻し、あるいは配当政策の中止又は再導入など)を行う必要があります。

#### 新基準

規制当局は、発行はされているが、未だ有効となっていない新しい基準に関する開示は、当該新基 準が財務諸表に重要な影響を与える可能性がある時、又はその影響が不明である場合に目的適合 性があるということを指摘しました。

#### 今後の動向

セクション2で示した通り、IASBは現在、認識された開示負担に対処するための取組みを行っています。こ うした取組みに関する議論は続いています。IASBの暫定決定の一部を以下に示します。

- ・ IAS第1号の重要性に関するセクションにガイダンスを追加して、重要性の概念は基準又は解釈指針 に示されている具体的な開示要求に適用すべきであることを明確化すべきである。重要性は、基本財 務諸表と財務諸表注記の両方について評価すべきである。
- ・IAS第1号の重要性に関するガイダンスに、重要性のない情報を開示すると有用な情報を不明瞭にす る可能性がある旨を強調する文言を含めるべきである。
- ・IAS第1号第54項(財政状態計算書の表示科目の表示を扱っている)とIAS第1号第82項(損益計算書 の表示科目の表示を扱っている)を修正して、同項に列挙している表示科目は分解することができるこ と、及び分解により目的適合性のある情報が提供される場合には分解すべきであることを明確化すべ きである。
- ・IAS第1号第114項(財務諸表注記の順序を扱っている)を修正して、同項で示している順序は要求で はなく、一般的に使用される順序であることを明確化すべきである。
- ・企業が財務諸表注記の順序を決定する際には理解可能性と比較可能性の両方に与える影響を検討 すべきであることを強調する文言を追加する。

本刊行物の執筆時点では、当該暫定決定はIAS第1号の修正公開草案に反映される予定です。

### 4. 代替的な業績測定値

本セクションでは、いわゆる「代替的な業績測定値(alternative performance measures)」を財務諸表で使用することを検討しています。代替的な業績測定値とは、IFRSにおいて定義されていない数値による業績測定(例えば、「基礎的利益(underlying earnings)」)のことをいいます。これには、IFRSにおいて定義されているが、企業が異なる方法で測定し開示を行っている項目(例えば、「共同支配企業に対する持分を含む収益(revenue including share of joint ventures)」)が含まれる可能性があります。

IAS第1号「財務諸表の表示」第85項と第86項には、企業の財務業績の理解に関連性がある場合には、 追加的な表示科目、見出し及び小計を表示するという要求事項が含まれています。代替的な業績測 定値を包括利益計算書の本体に含めるという方法で当該要求事項を適用している企業もあります。

しかし、規制当局は、追加的な表示科目又は小計の表示に関する一部の実務を含め、代替的な業績測定値の使用について懸念を示しました。また、IAS第1号は表示にいくらかの柔軟性が許容するとはいえ、同基準書は、適正な表示についての全体の要求事項を含め、柔軟性を制限することを意図したさまざまな原則や詳細な要求事項までもが含むことを指摘しています。追加的な表示科目は、利用者が達成された財務業績を理解し、将来の財務業績を予測する上で助けとなる場合に限り、含まれます。懸念される領域としては、以下の事項があります。

- ・定義されていない又は算定の基礎が明確でない代替的な業績測定値が使用される。
- ・ある期から次の期へと、代替的な業績測定値の使用又は算定に一貫性がない。
- ・必要でない又は意味がない多様な小計が表示される。
- ・経営者がある点において継続的でない又は例外的であるとみなす特定の取引の影響(通常は当該項目を含めるであろう)が小計から除外される。(「異常項目」の表示は、IAS第1号のもとで禁止されているということに注意して下さい。)
- ・小計について十分に明確かつ記述的な名称が付されていない。
- ・追加的な科目、見出し又は小計を表示する理由が説明されていない。

IASBは、これらの事項を監視しており、将来的に対処を行う可能性があることに留意しておく必要があります。企業が合算した項目を小計及び合計に表示もしくは開示する場合には、当該小計又は合計は適正に表示される必要があることをIASBが強調する可能性が高いということが当初において示されています。より具体的に言うと、IASBは、合計及び小計は以下に該当すべきであることを規定しようとする可能性があります。

- ・IFRSに準拠して認識される又は開示される項目で構成されている。
- ・小計の構成要素を理解できるように、表示されており、名称が付されている。
- ・期間を通じて首尾一貫性のある基礎で算定されている。
- ・IAS第1号で示される特定の小計よりも目立つように表示されていない。

さらに、欧州証券市場監督機構(ESMA)は現在、EUの上場企業による代替的な業績測定値の使用に関するガイドライン(案)について協議しています。IASBとESMAによって明確化されるまでの間、支払利息、税金、減価償却控除前利益(EBITDA)などの小計をIFRS純損益計算書の本体に開示することは許容されると私どもは考えています。ただし、IFRS純損益計算書は財務業績の説明に関連性があり、助けとなるべきであるという要求事項に小計が整合している場合に限ります。

「売上総利益」及び「税引前当期純利益」などの一部の小計は広く使用されており、明確な理解可能性があります。また、EBITDAを含め、その他の小計は、混乱を来す又は誤解を招く恐れがない明確な方法で使用される場合に限り、目的適合性があり、有用となります。しかし、本質的に誤解を招く(又はその恐れがある)小計は避けなければなりません。不適切な小計の例として、「維持可能利益(maintainable earnings)」、「コア収益(core earnings)」、「基礎的利益(underlying earnings)」、「業績(business performance)」及び「変動前利益(earnings before volatility)」が挙げられます。これらは、誤解を招く恐れがあります。それというのも、小計から除外された利益及び支出は、継続的である可能性が低いか、又は「本当の」業績の理解に関連性が低いことが示唆されるからです。こうして示唆されるものは極めて主観的であり、将来の事象により裏付けられない可能性があります。

「営業利益」の小計をIFRS損益計算書の本体に開示することが許容されるかどうかに関して、私どもはやはり当該小計又は同様の小計(例えば、「経営成績」)は許容できると考えています。しかし、上記の点はこの場合にも同様に当てはまります。特に、営業利益として開示される金額には、本質的に営業である利益及び費用をすべて含める必要があり、費用が異常である、頻繁に起こらない又は重要でないという理由だけで、営業利益から除外してはなりません。

#### 純債務額の調整

2013年版のIFRS Top20 Trackerにおいて、純債務額の調整について説明しました。純債務額の調整はIFRSでは要求されません。しかし、多くの投資家は、純債務額の調整が表示されることにより有益な情報がもたらされ、企業の流動性やソルベンシーの評価がより容易にできるようになると考えています。

昨年報告したように、英国の財務報告研究所(英国における企業報告の有効性を向上するために、 英国の財務報告評議会によって設置された団体)によると、大半の投資家が、純債務額の調整表が 表示されている場合には、それを分析に利用していると示したことがわかりました。企業の純債務額ポ ジションを理解することの重要性を考えて、多くの投資者は、企業がこうした調整表を表示していない 場合には自身で作成するようにしているといいます。

IASBは、財務報告研究所の調査結果に注目しました。IASB議長ハンス・フーガーホースト氏は2013年6月に、純債務額の調整表に関する要求事項を、開示をより有効なものとするために考案された10項目の計画の一部として追加するというIASBの意図を発表しました。したがって、企業が財務報告のこうした領域について認識しておくことは賢明といえるでしょう。

純債務額の調整表は、構成要素別の純債務額の変動に係る表形式の調整表又は現金と純債務額の変動との調整表として、異なる方法で表示されます。当該調整表により、キャッシュ・フロー計算書には示されていない可能性のある資金調達における重要な変動(例えば、ファイナンス・リースの利用、取得時に引受けた負債、公正価値及びヘッジ調整並びに外国為替レートの変動など)に焦点が当てられます。また、企業の債務構造が複雑な場合には、純債務額の調整表は当該債務構造の全体像を示す上で助けとなります。貸借対照表の表示項目と関連する注記を結びつけることで、投資家は、企業が純債務額という用語をどのように使用しているのかをよりよく理解できるようになります。

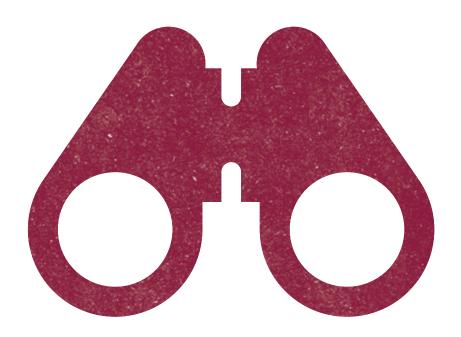
つまり、調整表から以下の事項を読み取ることができます。

- その企業の純債務額の定義
- ・純債務額の変動における現金及び非現金の要因
- ・ヘッジ活動が債務額に及ぼす影響
- 会計目的の債務額の測定方法

#### 純債務額の調整を表示する際の留意点

純債務額の調整は、債務が企業の資本構成において重要であるか、又はキャッシュ・フローの生成に ついて懸念がある場合には特に重要となります。投資家が最も有用であると認めた純債務額の調整の 特徴について、その概要を以下の表中で説明します。

留意点	<del>[9</del> ]
<ul> <li>純債務額の構成要素が貸借対照表の金額にどのように関連しているのかを明確にする。</li> </ul>	- 対応する貸借対照表の表示科目を開示する。 - これらの表示科目に対して行った調整の内容を開示する。
<ul><li>外貨建ての金額をヘッジによる為替レートに換算し直すことにより、又は、再換算差額を開示することにより純債務額を調整する。</li></ul>	
<ul><li>純債務額に含まれているデリバティブの内容及び純債務額に未払利息が含まれているかどうかを明確にする。</li></ul>	
・ 純債務額の評価に有効な追加の項目又は状況を開示する。	例として以下の項目が挙げられる。     債務の支払いに容易に利用できない可能性のある現金及び投資     報告された債務に対してなされた公正価値又は公正価値へッジによる調整     企業の純債務額の定義の下では調整されていない債務額に関連するデリバティブ
・ 純債務額における個別の変動を開示する。	<ul><li>それぞれ動きが現金又は非現金であるかを明確にする。</li><li>そうした動きが、報告の他の側面にどのように関連しているかを明確にする。</li></ul>
・ 内容の異なる変動を個別に記載する。	・ 例えば、重要な為替変動について、それとは別の経済要因による公正 価値変動とは区別して記載する。
・ 主要な構成要素を個別に調整する。	<ul><li>・ 例えば、借入総額</li><li>・ デリバティブ</li><li>・ 現金及び現金同等物</li><li>・ 金融投資</li></ul>



## 規制当局が注視する領域

### 5. 継続企業

#### 継続企業の前提

世界の多くの地域の景気は回復基調にありますが、一部の産業や国において、景気は依然として厳 しいものであり、多くの企業は負債による資金調達が困難となっています。そこで、経営者の継続企業 の前提に関する評価及びそれに関連する開示は引き続きホット・トピックとなります。

経営者は、継続企業の前提に基づいて財務諸表を作成することが、自社にとって合理的であることを確認する必要があります。IAS第1号「財務諸表の表示」(IAS第1号第25項)では、取締役が継続企業の前提に関する評価を行う際に、当該企業の継続企業として存続する能力に対して重大な疑義を生じさせるような事象又は状態に関する重要な不確実性を発見した場合には、その不確実性を財務諸表に開示することを要求しています。

多くの法域では、数年前の金融危機の対応策として、継続企業の前提に関する不確実性を適切に開示する方法についての独自のガイダンスを公表しました。例えば、英国では、財務報告評議会(FRC)が、「継続企業及び流動性リスク:英国の企業の取締役のためのガイダンス」を作成しました。本ガイダンスは、継続企業に関して規制当局がこれまでに公表したすべてのガイダンスをまとめて、現在の環境において企業が直面しているこの問題に対して注意を喚起するためのものです。

本ガイダンスは、英国を念頭に置いて作成されましたが、不確実な経済状況に直面している世界の地域で事業を行う経営者が財務報告を行う際に有用であると考えられ、特に企業が抱える不確実性を財務報告に反映させる方法について説明がされています。

下記の3つのコア原則を本ガイダンスから抜粋します。

- ・年次及び期中財務諸表を作成する際に、経営者は、自社が継続企業であるか否かについて厳格 に評価し文書化しなければならない。経営者が行うそうした手続は、規模や財務リスクの程度及び 企業とその事業の複雑性に応じて、内容及び詳細が深まっている必要がある。
- ・経営者は自社が継続企業であるか否かを決定する際には、将来に関して入手可能な情報をすべて考慮 しなければならない。検討には通常、報告期間の期末日から少なくとも12ヶ月間を対象とする必要がある。
- ・経営者は、財務諸表を適正に表示するため、継続企業の前提に関してバランスのとれた、かつ財 務内容に整合した明確な開示を行わなければならない。

#### 開示

財務諸表を作成する際には、経営者は自身が立てた仮定、特に自社の状況に固有の仮定について 言及する必要があります。

経営者は、財務諸表作成の早い段階で、こうした報告課題に取り組むべきです。そうすることで、投資者がネガティブに反応しかねないような問題が財務諸表公表間際に発生するのを避けることができます。

財務報告の目的に照らして、継続企業の前提に関する評価は経営者が財務諸表の公表を承認する 日現在で行われます。経営者が到達するであろう3つの結論は以下の通りです。

・重要な不確実性は存在しないため、自社が継続企業として存続する能力について重大な疑義は生じていない。ただし、適正表示を達成するために十分な開示は必要であり、経営者は継続企業の前提を適用するのがふさわしいと考える理由を説明し、主要なリスクを特定して、それらのリスクにどのように対処しているのかを示す必要がある。

- ・重要な不確実性が存在するため、自社が継続企業として存続する能力について重大な疑義が生じている。したがって、IAS第1号第25項に基づいて追加の開示が必要となる。重要な不確実性が、行われた開示で明確に識別されていることが重要である。
- ・継続企業の前提を使用するのがふさわしくない。この場合、採用した会計のベースを説明する追加 の開示を行う必要がある。

経営者が上記のどの結論に至るかによって、開示内容の作成は複雑で難しいものになりえます。継続企業の前提が企業にとって問題となる場合、経営者は特に時間を割いてこの問題を検討する必要があります。

継続企業の評価に関する開示要求は、国際的に大きな議論となっています。英国で実施されたシャーマン・パネル調査は、金融危機や景気後退の状況から学んだ継続企業と流動性リスクに関する教訓を企業と監査人のために識別して、当該問題について、既存の報告制度及び関連するガイダンスを改善する上で必要な対策を提言するために委託されました。

その提言の一つとして、企業の継続企業の前提に関する評価は、経営者の事業計画及びリスク管理プロセスと統合されており、以下に該当する必要があります。

- ・どのような事業であっても、ソルベンシーと流動性リスクの双方に焦点が当られている。ソルベンシー・リスクについて、景気循環における現在のポジション及び企業自身のビジネスサイクルのダイナミクスを踏まえて、当該リスクが発生する可能性を考慮した期間にわたって企業の存続を脅かす恐れのある企業の事業モデル又は資本の適切性に対するリスクが識別されている。
- ・流動性リスクと比べて、ソルベンシー・リスクに関する見通しは、より質的で長期的なものとなる可能性がある。
- ・適切なレベルの慎重性をもって行われたソルベンシーと流動性リスクの双方に関するストレステストが含まれている。

本調査の提言は英国を対象としたものですが、この領域におけるベストプラクティスをいち早く採用することを希望する企業からも幅広い関心を集めるでしょう。

#### 他の領域との整合性

継続企業に関する開示についても、財務諸表におけるその他の情報及び経営者による説明に照らして検討を行う必要があります。セクション1では、財務諸表と付属する経営者による説明が全体として相互に補完し合い、整合していることの重要性について取り上げました。会社が継続企業であるとみなされる理由を説明する開示は、そうした全体としての整合性の重要な部分です。

経営者は継続企業の前提に対して不確実性が存在することを示す情報が年次報告書に示されているかどうかを検討し、開示において取り扱わなければなりません。これには、例えば、減損損失やキャッシュ・フローなどの財務情報、又は返済期限が1年以内に到来する重要な債務の開示並びに主要なリスクや不確実性及び財務リスク管理情報などの記述による開示が含まれる可能性があります。グループ会社間での借入の影響及びグループ会社債権の回収可能性に対する懸念についても、見過ごすべきではありません。継続企業の前提の開示は、そうした問題が会社の継続企業の状態に影響を及ぼさない理由を経営者が説明する機会であるといえます。

#### 今後の動向

IFRIC (IFRS解釈指針委員会)は2012年に、IAS第1号の継続企業に関する開示についての要請を検討しました。その結果、IAS第1号の狭い範囲の修正 (重要な不確実性の識別方法及び不確実性に関する開示要求についてのガイダンスの提供)が提案されました。

しかし、IASB が2013年に本提案について議論した際、IASBメンバーの中には、提案された開示のセンシティブな内容に懸念を示したメンバーもいれば、追加のガイダンスが必要とは考えないというメンバーもいました。これまでのところ、本提案の開発は行われていません。しかし、IASBが本領域の検討を再開する可能性はあり、そのため、本領域に関する動向を監視する必要があります。

### 6. 事業セグメント

#### 背黒

投資家は常に、企業の業績及びその将来の見通しを理解するために、情報が適切な水準で分解し て報告されることを求めています。この水準が高すぎる場合には、十分な理解を得ることができず、逆 に、低すぎる場合には、重要なメッセージが不必要な情報の中に埋没してしまいます。

IFRS第8号「事業セグメント」は、財務諸表の利用者に対するより有用な情報の提供を期待するととも に、IFRSとUS GAAPの短期コンバージェンスを達成する目的で公表されました。2006年に公表された にもかかわらず、本基準の誤った適用は依然として問題となっており、規制当局は引き続き注視して います。本セクションでは、繰り返し問題とされる領域及び最近行われた開発について検討しています。

#### 最高経営意思決定者

IFRS第8号では、セグメントの開示は財務業績を評価し、事業セグメント間に資源を配分するために定 期的に使用される内部情報に基づくことを求めています。

本基準では、財務業績を評価し、事業セグメントに資源を配分するために最高経営意思決定者 (CODM)が定期的に使用する内部情報から事業セグメントを識別するよう要求しています。したがっ て、CODMの識別は、本基準を適用する上での重要なステップです。CODMが組織において極めて 高いレベルで識別されている場合には、結果として識別されるセグメントは財務諸表の利用者のニー ズを満たすことのできる詳細な情報をもたらさないでしょう。

これに関連して、自社の取締役の全員をCODMとして識別している企業は、実際にCODMの機能を 果たす個人又はグループを適切に識別しているかどうかについて検討を行う必要があります。

IFRICは2011年7月の会合で、業務執行権のない取締役は、一般的にCODMの役割に当てはまらな い(すなわち、経営意思決定を行わない)ため、CODMとしての識別が想定されていないことを指摘し ました。

IFRICのこうした意見を踏まえて、企業は、CODMの機能、及び経営意思決定を行うためにCODMが 定期的に使用するデータセットを適切に識別していることを確認する必要があります。



グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、「事業セグメントー IFRS第8号の実務における適用」を公表しました。

本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントン・メンバーファームの IFRS窓口にお問い合わせください。

#### 集約規準

IFRS第8号で示されている集約規準により、IFRS第8号第12項に規定されている特定の規準を満たす 場合、財務諸表の作成者は複数の事業セグメントを単一の事業セグメントに集約することができます。 その目的は、類似した将来の見通しを有する事業セグメントに関する情報を個別に開示する必要性を 取り除くことにあります。というのも、そうした情報を提供しても、投資者が事業を理解する上でさほどの 助けになるとは思われないためです。

集約規準の適用には、判断を伴う場合がほとんどであり、特に複数の事業セグメントが「類似の経済 的特徴」を有しているかどうかを決定する際にこのことがいえます。本基準は、類似した長期平均総利 益率に言及している以外に、用語「類似の経済的特徴」が何を意味しているかについてのガイダンス を示していません。このこと、及び「IFRSの年次改善2011年-2013年サイクル」(ボックスをご覧下さ い)でIFRS第8号に行った具体的な修正を踏まえると、複数の事業セグメントが「類似の経済的特徴」 を有している、及び本基準で示されているその他のすべての要件を満たしていると決定した場合には、 経営者が下すであろう重要な判断を開示することが不可欠となります。

#### 最近の動向

IASBは2013年12月に、多くの緊急ではないが必要とされる軽微なIFRSの修正を含む「IFRSの年次改善 2011年-2013年サイクル」を公表しました。本修正の中に、IFRS第8号に関するものが2つ含まれていました。

#### 事業セグメントの集約

最初の修正は、事業セグメントの集約に関する追加の情報の開示についてです。IASBが行った具体的な 改善では、企業は、事業セグメントを集約している場合に、報告セグメントを識別する際に行った判断(集 約された事業セグメントの簡潔な記述及び集約規準を決定する経済的指標を含む)を開示するよう要求 されます。

#### 報告セグメントの資産の合計と企業の資産との調整表

2つ目の修正では、企業は、そのセグメントの資産が最高経営意思決定者に定期的に報告されている場 合に限り、報告セグメントの資産の合計額と企業の資産との調整表を提供するよう要求されるということを 明確にしています。

これら2つの改善は、2014年7月1日以後に開始する事業年度から有効となりまが、早期適用が認められ ています。

#### 開示

IFRS第8号では、開示される事業セグメント及び企業全体に関して、財務諸表の注記で開示すべき特 定の情報を規定しています。

企業全体としての開示(IFRS第8号第32項から第34項)は、単一の報告セグメントしか有していない企 業を含め、IFRS第8号を適用するすべての企業に対して適用されます。本基準では、すでに開示され た報告セグメントに関する情報の一部としてまだ提供されていない箇所にのみ追加的な開示が必要 であると示されています。これに関連して、製品及びサービスに基づいて報告セグメントに関してすで に提供されている開示が、企業全体としての開示を実際に満たしているかどうかについての判断が求 められるでしょう。

例えば、事業セグメントは、製品を販売し、販売後の維持管理やサポートを提供する場合があります。 設備の販売とサービスの提供は類似していないため、財務諸表の注記の他の箇所にすでに開示され ていない限り、それぞれの活動の収益に係る分析が必要であることが示唆されます。

#### 主要な顧客に関する情報

規制当局は、財務諸表を作成する際によく見られる不備として、主要な顧客に関する情報の不備又 脱漏を指摘しました。

IFRS第8号第34項では、単一の外部顧客との取引による収益が企業の収益の10%以上である場合に は、企業は、その事実、当該顧客からの収益の合計額及び当該収益を報告する単数又は複数のセ グメント名を開示しなければならないと述べられていることに留意しなければなりません。しかし、企業 は、主要な顧客名も各セグメントが報告する当該顧客からの収益額も開示する必要がありません。

#### 過去に報告した情報の修正再表示

IFRS第8号第29項では、企業が、その報告セグメントの構成を変更する原因となるような方法により、 その内部組織の構造を変更した場合には、通常、変更前の対応する期間について情報を修正再表 示しなければならないと述べられています。

本要求事項にもかかわらず、財務諸表における報告セグメントの変更後に、修正再表示した比較対 象期間のセグメント・データが提供されていないという点が、よく見られる不備として一部の規制当局に よって指摘されました。

企業が、その報告セグメントの識別に変更が生じるような方法により、その内部組織を変更した場合に は、当該変更を再編が発生した期の財務諸表に反映させなければなりません。内部組織の変更が報 告期間末日後から財務諸表公表承認日までの間に生じた場合には、企業の報告セグメントは当該変 更を反映させるために修正されるべきではありません。



### 7. 減損の評価及び開示

IAS第36号「資産の減損」のガイダンスには、詳細で規範的かつ複雑な領域が含まれています。また、本ガイダンスを適用する場合には、相当程度の専門家としての判断が必要とされます。こうした背景の下、財務諸表の利用者、規制当局及び会計の執行者は、依然として次の事項について懸念を示しています。

- ・企業の減損評価のレベル
- ・ 経営者が基礎とした仮定の裏付け可能性
- ・関連する開示の透明性及び妥当性

これらの各項目について以下で説明します。

#### 減損評価のレベル

#### 個々の資産レベル

IAS第36号の目的は、資産が回収可能価額(資産の使用価値(VIU)と売却費用控除後の公正価値 (FVLCOD)のいずれか高い方の金額)を超過しない額で計上していることを確認することにあります。

可能な場合には、IAS第36号のガイダンスは、個々の資産レベルで適用されなければなりません。このことは、以下に該当する場合に限り可能です。

- ・ 当該資産が、他の資産(又は資産グループ)からのキャッシュ・インフローとはおおむね独立した キャッシュ・インフローを生成する。
- ・ 当該資産のVIUが、FVLCODに近いと見積られる(例えば、資産の使用を中止した、又はまもなく置換えないしは廃棄予定である場合など)。

大半の資産は、より大きい資金生成単位(CGU)の一部として他の資産と組み合わさることによってのみ、キャッシュ・インフローを生成します。そのため、継続使用目的で保有している大半の個別資産についての回収可能価額を算定することはできません。したがって、経営者は、減損テストを実施する必要があるものの、個々の資産レベルで行うことはできない場合には、資産が属するCGUを識別しなければなりません。

#### 減損評価のレベル

適切なレベルで減損評価を行うことは、過大評価している資産又はCGUにより、過小評価している不稼動 資産又はCGUグループの減損が隠れてしまわないようにする上で極めて重要です。

#### のれん

のれんは、それ自体ではキャッシュ・フローを生み出さない(正確には、個別のCGU又は複数のCGUのキャッシュ・フローに寄与する)ことから、他の資産から独立してのれんの回収可能価額を算定することはできません。のれんは、減損テストの目的上、個別のCGU(又はCGUグループ)に配分する必要があります。

IAS第36号のガイダンスでは、企業結合で取得したのれんは、当該結合のシナジーによる便益を受けることが期待される取得企業のCGU(又はCGUグループ)のそれぞれに配分されることを要求しています。さらに、のれんが配分されるレベルは、以下に該当するものでなければなりません。

- ・のれんが内部管理目的でモニターされている企業内の最小の単位を示している。
- ・IFRS第8号「事業セグメント」で定義された事業セグメントよりも大きくない。

#### IAS第36号とIFRS第8号の相互関係

IFRS第8号では、所定の要件を満たす場合には、セグメント情報を報告する目的で事業セグメントを集約することを認めています。ただし、のれんのCGUへの配分は、(集約基準を適用する前に)IFRS第8号に基づいてセグメントの報告に関して識別された事業セグメントよりも高いレベルであってはなりません。

#### 経営者がVIUを見積る際に基礎とする仮定の裏付け可能性

仮定が「合理的かつ裏付け可能」であることは、VIUを見積る際の非常に重要な原則です。そのため に、IAS第36号では以下の事項を要求しています。

- ・経営者は、予算/予測情報(キャッシュ・フローの見積りの基礎として用いられた)が当該資産の残 存耐用年数にわたり存在するであろう経済的状況に関する経営者の最善の見積りを反映している かどうかを検討する。
- 経営者は、現在の予測が基礎とする仮定が、過去の実際の結果と整合していることを確認するため に、過去のキャッシュ・フロー予測と実際のキャッシュ・フローとを比較する。

予算(予測)のキャッシュ・フローと実際のキャッシュ・フローの結果との重要な差異により、仮定が合理 的かつ裏付け可能であるかどうかについて疑念が生じる場合があります。

#### 経営者が基礎とする仮定の裏付け可能性

当然のことながら、予算は管理ツールであり、単なる将来に関する予測ではありません。そのため、予算 には財務業績に係るチャレンジ目標(ストレッチ・ターゲット)又は同レベルの意欲的な目標が盛り込まれ ている可能性があります。VIUの目的上、当該予算を使用する際には、経営者はそうした種類の仮定が IAS第36号の状況に照らして合理的かつ裏付け可能であるかどうかを慎重に検討しなければなりません。 また、IAS第36号では、経営者は、過去の予測と実際の結果との間の差異の原因を検証することによって、 キャッシュ・フローに関する仮定の合理性を評価するよう要求しています。

#### 関連する開示の透明性及び妥当性

企業が当期中にCGUについて重要性のある減損損失を認識した場合には、IAS第36号では以下の 事項の開示を要求しています。

- ・CGUに対する減損損失のトリガーとなる事象に関する一般的な情報
- ・ 問題となっているCGUに係る記述
- ・回収可能価額をVIUに基づいて決定している場合には、キャッシュ・フロー予測について経営者が 基礎とした主要な仮定、及びそれぞれの仮定に割り当てた値を算定した経営者の手法に関する情報

以下の表では、規制当局が、企業による財務諸表の開示を検討する際に指摘されることの多い事項 を識別しており、将来、準拠が焦点となる可能性のある領域です。

IAS第36号の開示要求	規制当局による批判
減損損失又は戻入れに至った事象及び状 況の説明	・ 開示は広範にわたり過ぎており、減損に至った主要な事象及び状況に関する企業固有の要因が示されていない。
当期中に企業がCGUについて減損損失 を認識した場合の当該企業のCGUに係る 記述	・ 開示においてCGUに係る記述が示されていない、及び/又は当該記述に実態や企業固有の情報が欠如している。そのため、減損が企業の全体の活動や事業に与える影響について、十分な状況説明が財務諸表の利用者に対してなされていない。
当該単位 (又は単位グループ) に配分されたのれんの帳簿価額	・ IAS第36号第134項(a)の要求事項により、当該単位(又は単位グループ)に配分されたのれんの帳簿価額が、企業全体ののれんの帳簿価額に比して重要である場合には、その金額を開示するよう要求されているにもかかわらず開示されていない。
当期中のキャッシュ・フロー予測について、 経営者が基礎としたそれぞれの主要な仮定	<ul> <li>開示において、必ずしも主要な仮定が説明されていない場合もあり、説明されている場合でも、投資家に有意義な情報を提供しうる詳細が示されていないことが多い。</li> <li>主要な仮定に、IAS第36号の設例9と整合した割引率及び成長率以外のものも考慮されている(例えば、予想売上総利益、国債の利回り、当期の為替レート、原材料価格の上昇、市場占有率など)。</li> <li>比較情報が要求されているが、開示されていない場合が多い。</li> </ul>
回収可能価額を算定する際に使用した主 要な仮定及び評価方法の基礎の説明	・ 当該値が過去の経験を反映したものかどうか、又はそれらが外部の情報源と整合的であるかどうか (そうでない場合には、異なる程度及びその理由)が、開示によって明確にされていない。
のれん又は耐用年数を確定できない無形 資産がCGU(又はCGUグループ)に配分 されているが、減損が認識されていない場 合には、仮定に合理的な変更の可能性が あり、それにより当該単位の帳簿価額は回 収可能価額を上回ることとなる事項	<ul> <li>開示に、感応度分析が含まれていない場合もあり、含まれている場合でも、提供された分析において整合性が欠如している。</li> <li>資本の帳簿価額が時価総額を上回る場合には、透明性のある感応度分析が規制当局によって求められる場合がある。</li> <li>感応度分析には、(割引率及び成長率以外に)主要な仮定をすべて含めなければならない。</li> </ul>

### 8. 収益認識

#### 原点に帰る

収益認識に関する方針は、多くの場合、財務諸表において最も重要な会計方針です。そのため、引き続き焦点となり、規制当局が注視する領域です。

規制当局が収益認識に関する会計方針の開示を検討する際に、共通する(そして繰り返される)批判には以下の事項が含まれます。

- ・決まり文句/一般的な文言(基準から引用される場合が多い)が使用されており、そのため企業固有の検討が欠如している。
- ・開示が簡潔で、会計方針が十分詳細に示されていない。
- ・さまざまな収益の流れ(報告書の他の箇所で識別された)に適用される方針が取り扱われていない/ 述べられていない。
- ・重要な判断を伴う領域について、説明がされていない。

一部の開示が不十分であることを考慮して、規制当局は、経営者が以下の要件を満たしているとみなす根拠を理解するために、引き続き追加の情報を求めています。

- ・サービスを提供している場合ー提供したサービスの進捗度を信頼性をもって決定できる。
- ・さまざまな収益の流れが財務報告書の他の箇所で識別されたが、注記では取り扱われていない場合-これらの収益の流れに適用した重要な方針を識別した。
- ・収益が物品の販売及びサービスの提供の両方に関連している場合 収益をさまざまな構成要素に 分配し、適切に認識している。
- ・重要な判断及び/又は見積りについて適切に開示、説明した。

上記の各項目について以下で説明します。

#### サービス提供の進捗度

IAS第18号「収益」では、企業がサービスの提供により収益を稼得しており、当該取引の成果を信頼性をもって見積ることができる場合には、収益は報告期間の末日現在のその取引の進捗度に応じて認識するよう要求しています。

IAS第18号では、選択される方法は企業の特定の状況に適したもので、提供したサービスを信頼性をもって測定できるものであることを定めています。

#### 適用上の指針: 進捗度の決定

企業の事業内容及び特定の取引に応じて、取引の進捗度を決定するために以下の方法の1つ又は複数を採用することが適切であると考えられます。

- ・提供したサービスの調査
- ・現時点までに提供済みのサービスが、提供しなければならないサービスの全体に占める割合
- ・現時点までの累計発生原価が、その取引の見積総原価に占める割合

Iいずれの方法を選択した場合でも、IAS第18号第35項(a)では、収益に関する会計方針において、 進捗度を評価するために採用された方法及び各段階で認識される収益の額を開示するよう明示的に 要求しています。

#### 収益の区分ごとの会計方針の開示

IAS第18号では、期間中に認識された収益の重要な区分ごとの額を開示するよう要求しています(IAS 第18号第35項(b))。個別に開示すべき区分には、以下の項目により生じた収益が含まれます。

- ・ 物品の販売
- サービスの提供
- 利息
- ・ロイヤルティ
- 配当

収益の区分が重要であり開示する必要があるとみなされる場合には、当該区分の会計方針について も開示しなければなりません。場合によっては、企業の事業の複雑性に応じて、取引のサブカテゴ リー(識別されたそれぞれの区分全体における)について明確な方針を開示して、有用な情報を財務 諸表の利用者に提供する必要があります。

#### 複数要素契約

IAS第18号では、企業は、収益認識規準を単一取引の個別に識別可能な「構成要素」ごとに適用する よう要求しています。 例えば、製品の販売価格(例えば、エンターテイメント・システム)に継続的なサ ポートやサービスが含まれている場合には、金額は繰り延べられ、サービスが提供される期間にわたり 収益として認識されます。構成要素が識別されない場合には、収益認識の方法と時期が異なる場合 があるため、当該特定の項目が適切に会計処理されないこともあります。

#### 重要な判断又は見積り

既存の収益認識に関するガイダンスは、重大な領域(例えば、複数要素契約)におけるガイダンスが 欠如していることについて批判が寄せられていました。したがって、収益認識に関するガイダンスをこ うした領域やその他の複雑な取決めに適用する場合には、経営者は判断を行い、見積る必要があり ます。そのような場合には、経営者は以下の事項を開示しなければなりません。

- ・企業の収益認識に関する方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表に計上されている金 額に最も重要な影響を与えているもの(IAS第1号第122項)
- ・将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性の主な発生要因のうち、翌事業年度中に重要性のあ る修正を生じる重要なリスクがあるもの(IAS第1号第125項)
- 財務諸表の理解に関連性のある使用したその他の会計方針(IAS第1号第117項(b))

重要な判断又は見積りを要することが予想される(そのため、具体的な会計方針の開示を必要とする)収 益認識に関する問題には以下の項目が含まれる可能性があります。

- ・別個の契約の組合せ又は個別契約の区分
- 複数要素契約
- ・ 進行基準の適用
- ・固定使用料又は返還不能保証金に関する権利の割り当て
- 請求済未出荷販売
- 委託販売
- · 代理店契約
- 不動産販売

### 9. キャッシュ・フロー計算書

#### キャッシュ・フロー計算書の重要性

現金は極めて重要です。すなわち、企業がどのようにキャッシュ・フローを生成するのかを理解するこ とは何よりも重要です。数年前の金融危機によって示された通り、企業が経営成績をキャッシュ・フ ローに換金できる能力の重要性を軽視することはできません。キャッシュ・フロー計算書には、企業が どのようにキャッシュ・フローを生成し、生成した資金を何に使用しているのかが示されています。さら に、キャッシュ・フロー計算書は会計方針が適用される方法による影響を受けないため、主要な業績 計算書と比べてさほど主観的ではありません。したがって、より広範な企業間での比較が可能となります。

キャッシュ・フロー計算書を適切に作成することの重要性は、規制当局による最近の取組みから明ら かです。キャッシュ・フロー計算書の表示及び関連する注記の表示に関して、他の基本財務諸表と同 じほどには注意を払っていないように思われる企業は問題視されました。

#### 現金および現金同等物一「短期」が指す期間とは

現金には、手許現金及び要求払預金が含まれます。現金同等物とは、「短期の流動性の高い投資の うち、容易に一定の金額に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わないも の」をいいます。しかし、今日の速いペースで変化する世界において、「短期間」とはどれくらいの期間 を指すのでしょうか。1日、1週間あるいは1ヶ月でしょうか。IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」では、 短期について定義していませんが、投資は通常、取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する場合 に短期の定義を満たすとしています。これは一般的に、3ヶ月以内の償還期限であれば、投資は通常、 以下の事項に当てはまるからです。

- ・容易に一定の金額に換金可能である。
- ・価値の変動について僅少なリスクしか負わない。

投資が現金同等物の要件を満たすかどうかを決定する際には、3か月という期間を指標として使用す ることができます。しかし、投資が上記の2つの要件を満たすかどうかは、キャッシュ・フロー計算書を 作成する上で、現金同等物としての区分を決定する際に重要な判断となります。



グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、「IAS第7号: キャッ シュ・フロー計算書ー陥りやすい落とし穴及び適用における諸問題を回避 するためのガイド」を公表しました。

本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントン・メンバーファームの IFRS窓口にお問い合わせください。

#### キャッシュ・フローの識別及び分類

IAS第7号には、以下によって生じる3種類のキャッシュ・フローが示されています。

- 営業活動
- 投資活動
- 財務活動

キャッシュ・フローは、企業の事業に最も適した方法でこれら3つのうちの一つに基づいて分類する必 要があります。

規制当局は、キャッシュ・フローの適切でない分類を注視しています。カナダ証券管理局(CSA: Canadian Securities Administrators)は、2013年の企業の開示に関するレビューにおいて、営業、投 資又は財務活動の間におけるキャッシュ・フローの不適切な分類について具体的に言及しています。 このことは、キャッシュ・フローの分類の決定に際して注意を払う必要があることを示しています。

#### 営業活動

営業活動から生じるキャッシュ・フローとは、企業の主たる収益稼得活動のうち、財務又は投資活動と して分類されないキャッシュ・フローのことです。当該キャッシュ・フローの例には、物品の販売による 収入及び従業員に対する支出が含まれます。

#### 営業活動によるキャッシュ・フロー

英国の財務報告研究所が公表した最近の報告書によると、投資家は、企業がキャッシュ・フロー計算書 の表示方法として間接法を使用する場合には、生成された現金、純損益及び財政状態計算書間にお ける関係をよりよく理解することを望んでいることが分かりました。特に、以下の事項が示されました。

- ・ 投資家は、損益と営業活動によるキャッシュ・フローとの調整表は、注記ではなく、キャッシュ・フロー計 算書の最初に表示されることを望んでいる(背景として、IAS第1号では、純損益との調整をキャッシュ・ フロー計算書の本体又は注記に表示すべきかどうかについて明示されていないということがある)。
- ・企業は、キャッシュ・フロー計算書を営業損益から始めるべきである。他の項目から始める場合には、 まず初めに営業損益の小計との調整を行うべきである。
- ・投資家は、運転資本の構成要素ごとの変動、及び営業損益と事業に固有の営業活動によるキャッシ ュ・フローとの間のその他の差額が区別して示される開示を望んでいる。企業は、財政状態計算書の 関連項目に容易に関連付けられる記述を用いて、利益が現金化されるまでの差異の性質について説 明しなければならない。

#### 投資活動

投資活動から生じるキャッシュ・フローとは、長期性資産及び現金同等物に含まれない投資の取得及 び処分によるキャッシュ・フローです。

財政状態計算書で資産が認識されることとなる支出のみを、投資活動によるキャッシュ・フローとして 分類します。この例として、開発費の処理が挙げられます。開発費支出がIAS第38号「無形資産」の要 求事項に基づいて資産化としての条件を満たさない場合には、当該支出によって資産は生じず、した がって、投資活動によるキャッシュ・フローとしては分類されません。その代わりに、開発費支出に関連 するキャッシュ・フローは営業活動として分類されます。

#### 財務活動

財務活動から生じるキャッシュ・フローは、企業の拠出資本及び借入の規模と構成に変動をもたらしま す。当該キャッシュ・フローの例には、株式発行による収入及び借入金の返済による支出が含まれます。

#### 為替差額

キャッシュ・フロー計算書における為替差額の処理は、実務上の問題を生じやすい重要な分野です。

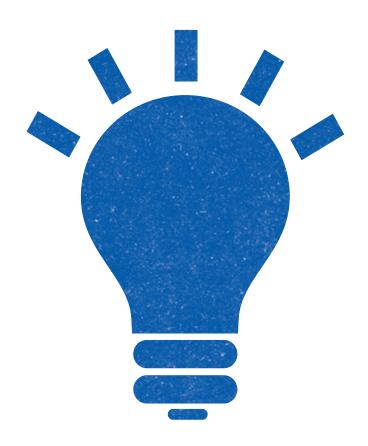
外貨によって生じるキャッシュ・フローは、キャッシュ・フローの発生日における為替レートでそれぞれ のキャッシュ・フローを換算し、企業の機能通貨で当該キャッシュ・フローを記録しなければなりません。 当該期間の平均レートが実際レートに近似する場合には、平均レートを使用することができます。

企業集団が在外子会社を有している場合には、キャッシュ・フローの発生日における実際の為替レー トを使用して当該子会社のキャッシュ・フローを企業集団の表示通貨に換算しなければなりません。こ の場合もやはり、実際レートに近似する場合に、平均レートを使用することができます。

未実現の利得及び損失が為替レートの変動により生じる場合があります。そうした利得および損失は キャッシュ・フローではありません。しかし、外貨建の現金及び現金同等物に為替レートの変動が与え た影響については、現金及び現金同等物の期首と期末残高の調整をするために、キャッシュ・フロー 計算書において報告しなければなりません。この金額は、営業、投資及び財務活動によるキャッシュ・ フローとは区別して表示し、一般的には基本財務諸表の最後に示します。

連結キャッシュ・フロー計算書における為替差額の処理は、問題を生じやすいもう一つの領域です。

企業集団の場合には、それぞれの子会社のキャッシュ・フロー計算書をその機能通貨で作成し、その 後、連結キャッシュ・フロー計算書を作成するために、表示通貨に換算することによって、為替差額を 処理する方がより簡単な場合が多いといえます。



## 会計処理が複雑な領域

### 10. 法人所得税

#### はじめに

本セクションでは、IAS第12号「法人所得税」の適用に関連するいくつかの主要な問題を考察します。 本基準は会計処理が複雑な基準の一つであり、規制当局は引続き問題を提起しています。

#### 税金をどこで認識するか

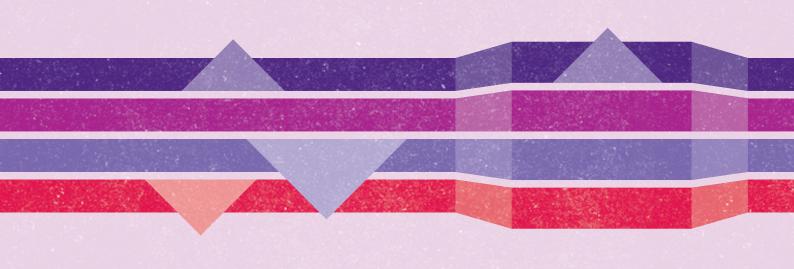
IAS第12号では、当期税金及び繰延税金は、同一の報告期間であるかどうかを問わず、純損益の外 で認識される項目に関係する場合には、純損益の外で認識するよう要求しています。

規制当局は、IAS第12号でよく見られる誤りは、株式に基づく報酬取引から生じた繰延税金を資本に 直接に認識せずに、その他の包括利益に認識することであると考察しました。当該繰延税金は、企業 が利用できる税務上の損金算入の累計額がそれまでに認識した株式に基づく報酬費用を超過する 場合には、資本に直接に認識されます。

#### 税金の調整

多くの投資家は、適用税率(税引前利益の比率で示すところの税金費用)を重要な業績指標として考 えており、そのため、将来、適用税率に影響を及ぼしうる要因の把握を試みます。IAS第12号第81項 (c)では、税金費用(収益)と会計上の純損益との関係についての説明を要求しています。これは通 常、税引前利益と税金費用の総額(当期税金と繰延税金の両方を含む)とを調整することによって達 成されます。

税引前利益に適用税率を乗じて得られる額と実際の税金費用との調整が明確でない又は正確でな いように思われる(例えば、繰延税金の変動を調整項目として示している)企業に対して、規制当局は 問題を提起することがあります。企業は、当期における税金費用に含まれている異常及び臨時損益 項目を財務諸表の利用者が識別し理解できるように調整表を示す必要があります。





グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、「繰延税金ー落とし穴 を回避するための最高財務責任者向けガイド」を公表しました。

本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントン・メンバーファームの IFRS窓口にお問い合わせください。

#### 測定

企業が支払う税率の変更は、当期税金及び繰延税金両方の会計処理に影響を与えます。

当期税金の会計処理については検討を行う必要があり、特に企業の会計年度が新しい税率の有効と なる日付を跨ぐ場合に当てはまります。当該期間の適用税率は、変更前後の適用される税率を考慮 して算定する必要があります。

しかし、主要な影響がもたらされるのは繰延税金の会計処理に対してです。IAS第12号では、繰延税金資 産及び負債を、貸借対照表日において制定され又は実質的に制定されている税率を使用して、資産が実 現する期ないしは負債が決済される期に適用されると予想される税率で算定することを要求しています。税 率の変更が貸借対照表日に制定されたが将来において発効となる場合、企業は繰延税金資産が実現し、 負債が決済されると予想される期を見積り、そうした将来の期に有効となる税率を適用する必要があります。

#### すべての繰延税金残高を認識したか

規制当局は、企業結合で取得した個別に識別可能な無形資産について、繰延税金負債を認識すべ きであったかどうかを企業に対して問う場合があります。同様に、ロールオーバー契約やキャピタル・ ゲインにより生じたすべての将来加算一時差異について、繰延税金負債を認識していなかったとみら れる企業に対して疑問を提起しました。

#### 繰延税金資産

IAS第12号では、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除に対して、将来、一時差異の使用対象とな る課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、繰延税金資産を認識するよう要求しています。

企業は、損失を発生させたという経歴があり、十分な将来加算一時差異を有していない場合には、税 務上の欠損金の使用対象となる将来課税所得が稼得される可能性が高いという企業の判断の根拠と なる「説得力のある他の証拠」を示す必要があります。IAS第12号では、繰延税金資産の金額と、認識 の根拠となった証拠を開示するよう要求しています。

#### その他の税金

IAS第12号の適用範囲は、法人所得税に限定されています。これについて、IAS第12号第2項で次の ように定義されています。

「本基準の目的上、法人所得税とは、課税所得を課税標準として課される国内及び国外のすべての 税金をいう。法人所得税には、子会社、関連会社又は共同支配の取決めが報告企業に利益分配を する際に納付する源泉税なども含む」

結果として、税金が「課税所得」に基づいていない場合には、IAS第12号の適用範囲には含まれないこととなり ます。IFRIC第21号「賦課金」の公表後、IAS第12号の適用範囲に含まれなかった多数の法人所得税以外の 税金はIFRIC第21号の範囲に含まれる可能性があります。さらなる詳細については、セクション17をご覧下さい。

### 11. 株式に基づく報酬契約

#### 株式に基づく報酬契約

ストック・オプション制度などの株式に基づく報酬は、企業が自社の従業員を奨励し、報酬を支払う方法として依然として人気があります。経営者は、そうした制度の税効率を高めて、キャッシュ・アウトフローを最小限に抑えるために革新的な方法のストラクチャーを求めています。そうした契約の会計基準はIFRS第2号「株式に基づく報酬」に示されています。本セクションでは、実務上の問題を生じさせるいくつかの重要な領域について説明します。

#### 株式に基づく報酬における条件

株式に基づく報酬では、従業員が当該報酬を受け取る権利を得るために満たすべきさまざまな条件が設けられている場合があります。株式に基づく報酬の会計処理は条件の態様によって異なるため、IFRS第2号に基づいてそうした条件をすべて識別し、適切に分類することが重要です。こうした条件は、権利確定条件又は権利確定条件以外の条件とされます。

権利確定条件とは、株式に基づく報酬を受け取る権利を相手方に与えることとなるサービスを企業が受け取っているかどうかを決定する条件のことをいいます。権利確定条件には以下の事項が含まれます。

- ・相手方が所定の期間の勤務を完了することを要求する勤務条件。
- ・相手方が所定の期間の勤務を完了すること(勤務条件)に加えて、特定の業績目標が達成されることを要求する業績条件。業績条件には、株式市場条件(企業の資本性金融商品の市場価格に関連する条件)を含むことがある。

株式市場条件以外の権利確定条件は、付与した資本性金融商品の公正価値を見積る際に考慮に 入れるべきではありません。

また、株式に基づく報酬には、いわゆる権利確定条件以外の条件が含まれている場合があります。相手方が株式又はオプションを受け取る(すなわち、報酬が確定する)ためには、これらの条件を依然として満たす必要があることから、本用語はやや紛らわしいといえます。しかし、権利確定条件とは異なり、権利確定条件以外の条件は、サービス又は業績とは関連がありません。株式市場条件の場合のように、IFRS第2号では、付与日に報酬の公正価値を測定する際に、権利確定条件以外の条件を考慮に入れるよう要求しています。

#### 最近の動向

IFRSの年次改善2010年-2012年サイクルは、2014年7月1日以後に開始する事業年度から将来に向かって適用されます。本年次改善は、以下の事項を明確化するために、IFRS第2号を修正しました。

- ・業績条件及び勤務条件を明示して、権利確定条件を定義する。
- ・株式市場条件は、当該企業の資本性金融商品又は同一グループ内の他の企業の資本性金融商品の市場価格(もしくは価値)に基づくことができる。
- 株式市場条件は業績条件である。
- ・株式市場指数目標は、当該企業の業績のみでなく、そのグループ企業以外の他の企業の業績についても反映するため、権利確定条件以外に該当する。

#### 評価モデルの選択に与える影響

権利確定条件以外の条件及び市場に基づく業績条件は、付与日における株式に基づく報酬の公正価値を算定する際に考慮する必要があります。結果として、それらの条件が存在する場合には、使用できる評価モデルの種類は限定されます。例えばブラック・ショールズ式は、株式市場条件が存在する場合における報酬の評価には適していません。

株式に基づく報酬の公正価値を算定する際に一般的に使用されるその他のアプローチには、二項分布モデルやモンテカルロ・シミュレーションが含まれます。特に、モンテカルロ・シミュレーションは、複雑な株式市場条件が存在する場合における株式に基づく報酬プランに適用することができます。

#### 株式に基づく報酬の条件変更

数年前に株式に基づく報酬制度を設定した企業は、本来意図していた従業員へのインセンティブがもはや提供されていないと感じることもあります。このような場合には、経営者は契約条件を変更することを決定するであろうし、そのことは会計処理に影響を与えます。

IFRS第2号では、企業は従業員の利益となるような条件変更を考慮するよう要求しています。典型的な例として、オプション行使価格の減額が挙げられますが、これは当該オプションの公正価値を増加させます。そのような場合、企業は増分公正価値を算定する必要があります。これは、条件変更前の報酬の公正価値に対する条件変更後の報酬の公正価値(いずれも変更日に算定したもの)の超過額です。こうした増分価値(もしあれば)は、当初の権利確定期間の残り期間にわたって費用として認識します。一方、企業は、従業員の利益とならないような条件変更については考慮してはなりません。つまり、企業は、その条件変更が生じなかったかのように、当該報酬の会計処理を引き続き行わなければなりません。これは、当該基準の濫用を防止するためです。

#### 解約および代替プラン

企業又は相手方のいずれかが株式に基づく報酬プランを解約する場合には、企業はそうでなければ 権利確定期間の残り期間にわたって認識されたであろう金額を直ちに認識する必要があります。 しかし、当該企業が新しい報酬プランを付与する場合には、解約した報酬プランの代替としてその新 しい報酬プランを付与日に認識し、変更として会計処理を行います。

#### 企業集団の場合

1つの企業集団(通常は親会社)が、株式に基づく報酬プランを別のグループ企業(通常は子会社)の従業員に付与することは一般的です。当該事態が生じた場合には、会計処理はそれぞれの関連する企業の個別財務諸表及び連結財務諸表において考慮される必要があります。

株式に基づく報酬がサービスを受け取る企業自身の資本性金融商品で決済される場合、又は当該報酬を決済する義務が企業にない場合には、サービスを受け取る企業は当該報酬を持分決済型の株式に基づく報酬取引として会計処理します。そうでない場合には、当該報酬を現金決済型の株式に基づく報酬取引として会計処理します。

報酬を決済するもののサービスを受け取らない企業は、自身の資本性金融商品で決済する場合に限り、当該報酬を持分決済型の株式に基づく報酬取引として認識します。そうでない場合には、当該報酬は現金決済型の株式に基づく報酬取引として会計処理されます。また、当該報酬を決済する企業が契約に基づくサービスを受け取らない場合には、借方をどのように記入するかについて検討する必要があります。親会社が子会社の従業員に報酬を付与したという典型的な例では、多くの場合、その個別財務諸表における借方記入は子会社に対する投資であるコストとしてなされます。

#### 中間親会社

報酬を決済する親会社は、少なくとも一社の中間親会社が存在することから、サービスを受け取る子会社に対する直接の投資を有していない場合があります。この場合、考えられる会計処理方法として以下の2つがあります。

1つ目に考えられる会計処理は、報酬を決済する企業は、子会社株式を所有していない場合でも、当該子会社に対する投資を認識するというものです。

2つ目の会計処理は、報酬を決済する企業は、株式を所有する中間親会社に対する投資であるコストの増加を認識するというものです。同様に、中間親会社は、受け取った資本拠出及び子会社に対する投資であるコストの増加を認識します。複数の中間親会社が存在する場合には、当該会計処理をそれぞれの中間親会社に適用することとなります。

上記の会計処理のいずれかを実務上適用できますが、1つ目の方がより容易に適用できると考えられます。

### 12. 企業結合

#### 改訂されたIFRS第3号

ほとんどの企業にとって、合併及び取得は頻繁に生じるものではありません。しかし、生じた場合には、 その取引は重要かつ複雑で、それぞれが固有のものとなります。こうした活動に関する会計処理は、 依然として多くの実務上の問題や課題を生じさせているIFRS第3号「企業結合」で取り扱われています。 本セクションでは、IFRS第3号において、要求事項の適用に際して実務上の問題が生じる又は見落と されがちな事項について説明しています。

#### 事業の識別

IFRS第3号では事業を「投資家又はその他の所有者、構成員又は参加者に対して、配当、コストの低 減又はその他の経済的便益という形でのリターンを直接的に提供する目的で実施され管理される、活 動及び資産の統合された組合せ」として定義しています。

IFRS第3号は、ある企業が別の企業を取得する場合に最も一般的に適用されますが、事業は企業体 である必要はなく、資産及び取引の集合体でもありえることを当該定義では明らかにしています。加え て、活動及び資産の集合体は現時点でリターンを提供している必要はないものの、その能力を有して いなければならないことも当該定義において示されています。

資産の集合体が活動と組み合わさっているとき、その組合せが事業の構成要素かの決定が困難な場 合があります。資産グループが事業であることを示す例として、従業員が取得資産とともに譲渡される 場合が挙げられます。しかし、ある種の取得資産(例えば、研究開発によって生じる資産)は問題を生 じさせる可能性もあります。

規制当局は、取引が企業結合かどうかについて疑問が提起される場合には、取引を資産の購入とし て会計処理することの根拠となる追加の情報を提供するよう企業に対して求める場合があります。

#### 最近の動向:不動産を投資不動産又は自己使用不動産に分類する際の IFRS第3号とIAS第40号との相互関係の明確化

IASBは2013年12月に、緊急ではないが必要とされる軽微なIFRSの修正を扱う「IFRSの年次改善2011年 -2013年サイクル」を公表しました。その中でも特に重要な修正の一つは、IFRS第3号とIAS第40号「投 資不動産」は相互に排他的ではないことを明確化するものです。したがって、IASBは、以下の事項を要 求しています。

- ・不動産が自己使用不動産又は投資不動産のいずれであるかを決定する際には、その判断はIAS第 40号第7項から第14項の要求事項に基づいて行わなければならない。
- 投資不動産の取得が、企業結合の定義を満たすのか、又は資産の取得であるのかを決定する際に は、(IAS第40号第7項から第14項ではなく)IFRS第3号における事業の定義を参照しなければならな

IFRS第3号とIAS第40号がこれまでどう解釈されていたかによって、投資不動産の取得の会計処理にお ける実務に変更が生じる可能性もあります。

IAS第40号の修正は将来に向かって適用されます。しかし、企業は、発効日以後に迎える最初の事業年 度の期首より前に生じた個々の取引に本修正を適用することを選択できます。ただし、必要とされる情報 を企業が入手できる場合に限られます。

#### 取得企業の識別

IFRS第3号の適用範囲であるすべての企業結合において、結合企業の1つを取得企業として識別することが義務づけられています。取得企業とは、被取得企業に対する支配を獲得する企業をいいます。取得企業は通常、企業結合を達成するにあたり、現金又はその他の資産を移転するか又は負債を引き受ける、あるいは資本性金融商品を発行する企業です。しかし、企業結合によっては発行企業が被取得企業である場合があります。そうした企業結合取引は、逆取得と呼ばれています。

#### 企業結合の構成要素とは

企業結合において取得企業と被取得企業との間に取引又は関係が存在し、それらは企業結合そのものの構成要素ではない場合があります。それは、既存の関係又は企業結合の交渉中に行われる取決めにより示される可能性があります。IFRS第3号では、取得企業と被取得企業が企業結合において支配に関して交換するものの一部ではない金額は、企業結合の会計処理から除外されることを明確に示しています。企業結合の構成要素ではない取引の例として、取得企業による取得関連費の支払いに関して、被取得企業又は旧所有者に補填する取引が挙げられます。

#### 取得した無形資産

IFRS第3号では、識別可能な取得資産及び負債を取得日の公正価値で認識するよう要求しています。これには被取得企業の財務諸表で認識されていたかを問わず、被取得企業の識別可能な無形資産も含みます。また、IFRS第3号は、企業結合で取得した識別可能な無形資産は、信頼性をもって測定できる場合に限り認識すべきであることを明示しています。

経営者による説明において企業結合について説明する場合には、ブランド名の使用又は顧客関係の 入手など、期待される取得の便益について取り上げる場合があります。この場合には、取得した無形 資産の識別と整合していなければなりません。

規制当局は、認識要件を満たす識別可能な無形資産のすべてが、取得時に適切に認識、測定されているわけではないことに対して依然として懸念を示しています。

取得企業が企業結合において取得した無形資産を使用する意図がない場合(例えば、取得したブランド名が廃止される予定である場合など)でも、取得企業は当該資産を公正価値で認識するよう求められます。資産を使用しないと決定することによって、取得後の純損益に認識される減損損失が生じる可能性があります。

#### 対価として発行される株式

IFRS第3号では、企業結合で移転される対価を、取得日の公正価値で測定するよう要求しています。 これには、対価の一部として発行されるすべての取得企業の株式が含まれます。活発な市場における公表価格がある場合には、取得日における公表価格が、対価として発行された株式の公正価値を 算定する際に使用されます。

発行される株式数は、例えば、取得契約書が作成される日の株価に基づいて、取得日よりも前に合意していることが一般的です。ただし、取得日の株価を、企業結合に関する会計処理において使用しなければなりません。その結果、例えば、取得契約書の作成日から取得日までの間に株価が上昇した場合には、取得日時点のより高い方の株価が、移転された対価を決定する際に使用されることになります。これは、実務における想定外の結果につながることがあります。それというのも、会計処理上、移転された対価が取得企業の意図したものよりも高い(又は低い)場合があり、当該会計処理は、取得企業が取得した事業に対して過大に払ったかのように思わせる可能性があるためです。

#### 条件付対価

取得契約には、特定の将来事象が発生した(又は発生しない)場合にのみ支払われる金額又は被取 得企業による特定の目標の達成度(例えば、将来の利益のレベル)によって異なる金額を含めること が一般的です。IFRS第3号では、これを条件付対価と呼んでおり、取得日に移転される対価に当該条 件付対価を公正価値で含めるよう要求しています。

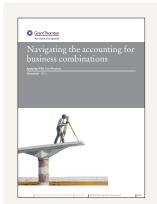
条件付対価によりIAS第39号「金融商品:認識および測定」の適用範囲となる金融資産又は金融負債 が生じる場合には、取得後の公正価値の変動は、IAS第39号に従って純損益で認識します。条件付 対価がIAS第32号「金融商品:表示」における資本の定義を満たす場合には、事後の再測定は行いま せん。

#### 将来のサービスに関する要求事項

条件付対価に将来のサービスを提供することの要求事項(例えば取得後に従業員となる被取得企業 の旧所有者について)が含まれている場合には、当該対価は事業の支配を獲得するために移転した 対価の一部ではありません。それよりもむしろ、当該対価は受け取るサービスに関連しており、のれん の増加ではなく取得後の費用として認識しなければなりません。

IFRICは、この問題を検討するよう要請されました。IFRICは2013年1月に、雇用が終了した場合に条 件付支払が自動的に失効するという取決めは、当該取決めが取得に関する対価の一部ではなく、結 合後のサービスに対する報酬であるという結論に至るアジェンダ決定を公表しました(ただし、当該取 決めが実質的なものでない場合は除きます)。

規制当局は、このような状況で適用される会計処理に細心の注意を払うことが予想されます。



グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、「企業結合に関する会 計処理の手引きーIFRS第3号の実務における適用」を公表しました。

本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントン・メンバーファームの IFRS窓口にお問い合わせください。

### 13. ヘッジ会計

注記: 本セクションは、IAS第39号「金融商品: 認識及び測定」における現行のヘッジ会計の要求事項に 基づいています。セクション19で説明しているように、IASBはIFRS第9号「金融商品」の一部としてヘッジ 会計に関する新しい要求事項を公表しました。当該要求事項は、本基準の他の(現行の)要求事項のす べてを、すでに適用している又は同時に適用する場合に早期適用できます。

#### なぜヘッジ会計を使用するのか

リスクの内容やエクスポージャーの程度は企業によって異なりますが、すべての企業が財務リスクにさ らされています。

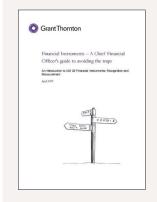
多くの企業は、エクスポージャーの識別やモニタリングを行い、リスクを許容可能な水準まで軽減する ためにヘッジ戦略を開発することによって、こうしたリスクを管理しようとします。デリバティブの使用は 必須ではありませんが、多くの場合、当該戦略にはデリバティブの使用(例えば、金利スワップが金利 の変動リスクを低減するために使用されます)が含まれます。

現行のヘッジ戦略の欠点として、IAS第39号「金融商品:認識及び測定」ではデリバティブを公正価値 で計上し、変動を純損益で認識するよう要求しているため、デリバティブにより大幅な純損益のボラ ティリティが生じる場合が多いという点が挙げられます。IAS第39号に基づくヘッジ会計は、例えば、金 利が変動した結果生じる純損益のボラティリティを低減する上で有用な手段です。これは、IAS第39号 のデフォルトの測定原則からは逸脱しており、ヘッジ手段とヘッジ対象に係る利得及び損失が純損益 に与える影響を相殺します。

#### ヘッジ会計:要求事項か任意か

ヘッジ会計は完全に任意によるものであり、IAS第39号における厳しい条件が満たされる場合に限り 適用が認められます。ヘッジが有効な経済上の防衛策であるように思われるからといって、ヘッジ会計 の適用が必ずしも適格であると仮定することは適切ではありません。また、ヘッジ会計により、関連する 純損益のボラティリティのすべてが回避されると考えることも適切ではないといえます。

IAS第39号に基づくヘッジ会計が適格とされるヘッジ関係には、キャッシュ・フロー・ヘッジ、公正価値 ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジの3種類があり、在外営業活動体に対する純投 資のヘッジについてはキャッシュ・フロー・ヘッジと同様に会計処理されます。



グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、「金融商品-落とし穴 を回避するための最高財務責任者向けガイド」を公表しました。

本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントン・メンバーファームの IFRS窓口にお問い合わせください。

#### 公正価値へッジ

公正価値ヘッジは、認識されている資産もしくは負債又は未認識の確定約定の公正価値の変動に対するエクスポージャーをヘッジするためのものです。

公正価値ヘッジの例としては、金利スワップ (IRS) を使用して、金利の変動による固定金利型借入又は負債性資産の公正価値の変動を相殺するというものがあります。固定金利型借入資産を保有している企業は、こうしたエクスポージャーをヘッジするために固定金利と変動金利を交換する金利スワップ取引を行うことがあり、全体では変動金利を支払っています。

公正価値へッジの会計処理は、ヘッジ対象、本例では固定金利型借入についての通常の測定規定からは逸脱しています。ヘッジ会計を適用した場合には、ヘッジされているリスク(金利リスクー借入の公正価値の変動)に起因する利得又は損失は、固定金利型借入の帳簿価額の調整として認識されます。こうした調整については、デリバティブの公正価値における変動の影響を(全体的に又は部分的に)相殺するべく純損益で認識されます。

#### キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジは、例えば、確定している又は可能性の非常に高い外貨の売却による為替レートの変動に起因するキャッシュ・フローのリスク・エクスポージャーをヘッジするために外国為替予約を使用するなど、キャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーをヘッジするためのものです。

ヘッジ手段の公正価値変動のうち有効部分は、その他の包括利益(OCI)で認識されます。

#### ヘッジ要件及びモニタリング

ヘッジ会計適用に必要な要件には、ヘッジ関係の公式な指定と文書化、及びヘッジの有効性判定を 行うための要求事項が含まれています。当該要求事項は、ヘッジ関係の開始時及びヘッジ期間を通 じて満たされている必要があります。当該要件の一つでも満たされなくなった場合には、ヘッジ会計を 中止しなければなりません。

こうした文書化及び有効性の判定を行う時期は重要です。ヘッジ関係の文書化は、ヘッジ取引の開始時に完了していなければならず、有効性を評価する際に使用する方法及び有効性判定の頻度についての文書化を含め、さまざまな事項を設定しておく必要があります。

文書化及び有効性判定の要件が満たされない場合(経済的にヘッジが完全とみられる場合でも)、IAS第39号に基づいてヘッジ会計を適用することができません。したがって、重要なメッセージとして、ヘッジ会計の適用を予定している場合には、適時かつ定期的な措置が求められます。

#### ヘッジの有効性

ヘッジ会計適用の要件を満たすためには、ヘッジが指定されている期間中のヘッジされているリスク に起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動の相殺を達成する際に、ヘッジが非常に有効である必要があります。

有効性は、ヘッジの開始時に将来に向かって判定され、その後は少なくとも、企業が年次又は期中財務諸表を作成するときに将来に向かって及び遡及的に評価する必要があります。ヘッジが有効性の判定によって要件を満たしていないとされた場合には、有効性が最後に立証された日からヘッジ会計を中止しなければなりません。

IAS第39号では、有効性の評価に関して特定の方法を規定していません。しかし、ヘッジの有効性判定を行った実際の結果は、ヘッジ手段に係る利得又は損失と、対応するヘッジ対象に係る利得又は損失との比率が、80%から125%の範囲内に収まることを要求しています。

ヘッジが非常に有効である場合でも、非有効部分については必ず純損益として認識する必要があります。

ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が合致したからといってヘッジが完全に有効であると仮定することは 適切ではありません。非有効性はさまざまな要因で発生します。例えば以下のような場合が挙げられます。

- ・時期:ヘッジ対象の売却の可能性が非常に高い場合には、対応するヘッジ手段の満期が到来する のと同日に顧客が必ず支払を行うと仮定するのは非現実的である。
- ・ 開始時にゼロではないヘッジ: デリバティブであるヘッジ手段が契約された後で、ヘッジ関係を開始 した場合には、非有効性が生じる。
- ・異なる条件:キャッシュ・フロー・ヘッジの開始時において、金利スワップ(固定支払/変動受取)は 変動金利型借入(ヘッジ対象)と完全に同一の条件を有している場合が多い。しかし、将来、条件 が同一でなくなった場合(例えば、借入の返済によって)には、非有効性が生じるであろう。
- ・時間的価値:オプションの本源的価値が取引の開始時にゼロである(オプションの権利行使価格と 原資産価格が同一である)場合、プレミアムはすべて当該オプションの時間的価値を表しており、文 書化されたヘッジ関係に含まれている場合には、非有効性が生じる。

#### リサイクリング及びキャッシュ・フロー・ヘッジ

どの種類のヘッジ会計モデルが適用されるかを問わず、ヘッジ手段の公正価値の変動累計額は最終 的には必ず純損益で認識されます。上述したように、公正価値ヘッジについて、ヘッジ手段の公正価 値の変動は直ちに純損益に認識されます。しかし、キャッシュ・フロー・ヘッジの変動はその他の包括 利益(OCI)に当初認識され、当該変動についても最終的には純損益に振り替えられます。こうした「リ サイクリング」は、以下のいずれかのうち、早い方の時点で行われます。

- ヘッジ対象が純損益に影響を与えたとき
- ・ ヘッジ会計を中止したとき(リサイクリングの時期は中止される状況によって異なる)

例えば、企業は、売却の可能性が非常に高い外貨について、外国為替リスクに対するエクスポー ジャーをヘッジするために、固定額の外貨を固定価格で購入する為替予約契約を締結します。当該 為替予約契約の公正価値の変動は、期末に、キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理の規定に基づい てOCIで認識します。 当該取引が純損益に影響を及ぼす日、本例では予定売却が発生した時に、 OCIに認識していたヘッジ手段の公正価値の変動累計額を純損益に振り替えます。

金利スワップについては、ヘッジした借入の利息が支払われるたびにリサイクリングが行われます。

つまり、ヘッジ剰余金に累積された金額はすべて、ヘッジ対象がまだ純損益に影響を及ぼしていない ヘッジ手段と必ず関連していることになります。

Balance she	et			
Dalance Sile	-			
	ln .	Out	h	Out
Figure 1	11,458	7,829	4,653	2,78
Figure 2	2,789		9,111	
Figure 3	1,358	7,352	856	2,78
	15,632		14,620	
Figure 4			3,598	6,21
Figure 5			7,448	9,56
Figure 6			2,479	9,11
Figure 7			231	991
Figure 8			4,453	4,59
Figure 9			8,999	19,12
			27,208	49,59
Figure 10	1,546	1,059		
Figure 11	3,385	1,890		
	4,931	2,949		
Figure 12	7,516			8,90
Figure 13	1,029			2,15
Figure 14	4,809			3,99
Figure 15	6,380			6,82
Figure 16	5,978			8,77
	25,712			30,65

## 初めて適用される基準

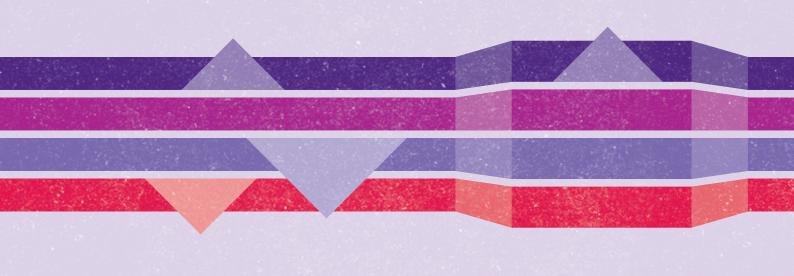
### 14. 一連の連結基準

IASBは2011年5月に、他の企業への関与の会計処理及び新たな開示要求を取り扱っている一連の新しい基準を公表しました。それらの新基準には以下のものがあります。

- ・IFRS第10号「連結財務諸表」(IAS第27号「連結及び個別財務諸表」とSIC第12号「連結ー特別目的 事業体」を置き換える)
- ・IFRS第11号「共同支配の取決め」(IAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」を置き換える)
- ・IFRS第12号「他の企業への関与の開示」
- · IAS第27号(改訂)「個別財務諸表」
- ・IAS第28号(改訂)「関連会社及び共同支配企業に対する投資」

当該連結基準は、2013年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます(ただし、欧州連合を含む一部の法域では、発効日が2014年1月1日に延期されました)。いくつかの経過措置が設けられています。他の基準とは別にして適用できるIFRS第12号を除いて、早期適用は一連の連結基準をすべて同時に適用する場合に限り認められます。

他の企業(特に、関連会社及び共同支配企業)に対する投資を有する企業は、適用する会計処理を 見直す必要があるでしょう。IFRS第10号、IFRS第11号及びIFRS第12号の重要な点を以下で簡単に説明します。





一連の新基準に関する詳細な情報については、IFRSニュース特別号「新し い連結基準」をご覧下さい。

# IFRS第10号「連結財務諸表」

IFRS第10号「連結財務諸表」では、1つの企業が他の企業を支配しているかの評価を行う際に改訂さ れたフレームワークを提供しており、従来の子会社及び特別目的ビークルの両方に対して適用されま す。ほとんどの場合、連結すべき対象の決定に変更が生じることはないと思われます。しかし、IAS第 27号「連結及び個別財務諸表」に基づいて行われた「境界線」上にある連結の判定については見直 しを行う必要があり、中には変更しなければならないものもあります。

IFRS第10号は、金融危機の対応策の一環として公表されました。本基準が公表される前は、連結は、 IAS第27号及びSIC第12号「連結ー特別目的事業体」により取り扱われていました。IAS第27号は議決 権などのパワーによる支配に主に焦点を当てており、一方、SIC第12号は投資先への投資のリスクと 経済価値に対するエクスポージャーに焦点を当てているため、当該会計基準の異なる要求事項によ り矛盾が生じていました。こうした矛盾は金融危機の最中に顕在化し、IAS第27号及びSIC第12号の適 用の下で、企業の貸借対照表上で適切に計上されていた疑問を呈する専門家もいました。

#### 原則主義による新たな支配の定義

IFRS第10号では、原則主義による新たな支配の定義に基づいて、こうした懸念に対処することを目指 しています。本定義は連結対象を決定するにあたり、あらゆるタイプの投資先(特別目的事業体及び 従来型の議決権持分企業など)に適用されます。場合によっては、当該支配の定義を適用するに際 して重要な判断が求められ、そうした状況の一部においては、連結対象となる企業の判定に変更が 生じる可能性もあります(表をご覧下さい)。



グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、「支配しているかー IFRS第10号『連結財務諸表』の実用ガイド」を公表しました。

本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントン・メンバーファームの IFRS窓口にお問い合わせください。

#### 変更が生じる可能性がある連結の判定例

判定	変更
特別目的ビークル	<ul> <li>リスク及び経済価値に対するエクスポージャーは、IFRS第10号の下では支配の示唆にすぎず、それだけでは連結に至らない。これは、SIC第12号の要求事項から変更された点である。</li> <li>IFRS第10号では、リターンに最も大きな影響を与える決定及び誰が決定を行うのかに関して、より明確に識別するよう求めている。</li> <li>この変更は、これまでSIC第12号で取り扱われていた事業体に係る連結の判定に影響を及ぼす可能性がある。</li> </ul>
有力な少数株主	・ 他の株主が広く分散しており、単一の投資者が他の株主または株主グループと比較して著しく多い 議決権を保有している場合には、その投資者が支配を有することがある。
潜在的議決権	・ IFRS第10号では、潜在的議決権が現在行使できない場合でも、状況次第で支配が生じる可能性がある。 ・ IFRS第10号では、そうした権利が実質的であるか否か、さまざまな指標について考慮する。
委譲されたパワー	<ul><li>本人および代理人に関するIFRS第10号の新しいガイダンスは、連結の判定に影響を与える可能性がある。</li><li>特に、投資及びアセット・マネジャーが影響を受けると考えられる。</li></ul>

# IFRS第11号「共同支配の取決め」

IFRS第11号では、IAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」を置き換えています。本基準では、 法的形式ではなく、投資者の権利及び義務の内容に焦点を当てた共同支配の取決め(複数の当事 者が共同支配を有する取決め)の会計処理に対して原則を定めることによって、IAS第31号を改善しよ うとしています。

本基準では、IAS第31号における「共同支配企業」、「共同支配の営業活動」及び「共同支配の資産」 といった3つのカテゴリーを、「共同支配事業」と「共同支配企業」といった2つの新しいカテゴリーに置 き換えています。

- ・共同支配事業とは、取決めに対する共同支配を有する当事者(すなわち、共同支配事業者)が当 該取決めに関する資産に対する権利及び負債に対する義務を有している場合の共同支配の取決 めのことをいう。
- ・共同支配企業とは、取決めに対する共同支配を有する当事者(すなわち、共同支配投資企業)が 当該取決めの純資産に対する権利を有している場合の共同支配の取決めのことをいう。

IAS第31号において共同支配企業(すなわち、別個の法的企業として形成されていたジョイント・ベン チャー)としてこれまで分類されていた企業は、IFRS第11号では「共同支配企業」として分類される可 能性が高いです。

しかし、限定的なケースとして、IAS第31号における共同支配企業を「共同支配事業」として分類し、会 計処理を行うことがあり、共同支配投資者が基礎となる資産と負債に対する権利及びエクスポー ジャーを有している場合がこれに当てはまります。こうした決定には、ビークルの法的形態、その他の 契約上の取決め、その他の事実及び状況(取決めに基づく活動が、主として、当事者に対して産出 物を提供するよう設計されているかどうかなど)をもとにした評価が必要となります。また、IAS第31号に 従って共同支配の営業活動及び共同支配の資産としてこれまで分類されていた取決めは、IFRS第11 号に従って共同支配事業に分類されることになります。

#### 新たな問題ー「その他の事実及び状況」

本書の執筆時、IFRICは、「その他の事実及び状況」の評価が共同支配の取決めの分類(共同支配事 業又は共同支配企業)にどのような影響を与えるかを明確化するために、多くの要素について検討を行 っています。検討事項には以下の事項が含まれています。

- ・「その他の事実及び状況」の評価は、契約上(及び法律上)強制可能な条件を含まない事実及び状況 を考慮すべきか。
- ・「その他の事実及び状況」を評価する際、共同支配の取決めの産出物が市場価格で販売されている という事実により、当該共同支配の取決めを共同支配事業として分類することができなくなるか。
- 第三者からの資金調達により、取決めを共同支配事業として分類することができなくなるか。
- 「その他の事実及び状況」を評価する際、共同支配の取決めによってもたらされた産出物の性質によ り、共同支配の取決めの分類が左右されるか。
- ・当事者がほとんどすべての産出物を購入している場合において「その他の事実及び状況」を評価する 際、評価は数量又は金額に基づくのか。

こうした問題に影響を受けると考えられる場合には、IFRICの決定結果を注意深くモニターすべきです。

# IFRS第12号「他の企業への関与の開示」

IFRS第12号は、他の新基準の補完が目的です。子会社、共同支配企業、関連会社及び非連結の組 成された企業に関する整合性のある開示要求が示されています。本開示要求は広範囲にわたってお り、一部の企業、特に重要な非支配持分を有する企業にとっては相当量の新しい開示を行うことにな るでしょう。

本基準は、企業が行う以下の開示の項目ごとに開示の目的を設定しています。

- ・他の企業を支配しているかどうかを決定するにあたり、報告企業が行った重要な判断及び仮定(並 びに変更)
- ・非支配持分が企業集団の活動に対して有する関与
- 連結企業の資産にアクセス及び利用又は負債を決済する報告企業の能力に対する制限による影響
- 連結している組成された企業、共同支配の取決め、関連会社及び非連結の組成された企業への報 告企業の関与に関連したリスクの内容及び変動

組成された企業は、以前にSIC第12号において以前は取り扱われていた特別目的事業体に類似して います。IFRS第12号で要求される開示は、組成された企業への関与を通じて企業がさらされるリスク についての透明性を提供することを目指しています。

# 15. IFRS第13号「公正価値測定」

IFRS第13号「公正価値測定」は、2013年1月1日以後に開始する会計期間から適用となりました。本基準では、以下を公表しています。

- ・公正価値の新しい定義を示し、(ほとんど)すべての公正価値測定に対して単一の要求事項を導入することで、公正価値の測定方法を明らかにする。
- ・市場が活発でなくなった時の公正価値測定方法を明確にする。
- ・拡充された開示によって透明性を向上させる。

IFRS第13号の要求事項は、最初に適用する事業年度の期首現在で将来に向かって適用しなければなりません。

# IFRS第13号の適用対象

IFRS第13号は、金融項目と非金融項目の双方に適用されますが、どの項目を公正価値で測定する必要があるのかについては規定されていません。

その代わりに、他のIFRSが財務諸表本体又は注記のいずれかで公正価値測定(「公正価値に基づく」測定を含む)を要求又は許容する場合に適用されます。つまり、本基準はいつ公正価値で測定するかではなく、どのように測定するのかについて説明しています。

一見すると、本基準によって影響を受ける企業は、さほど多くないようにも思われます。しかし、実際のところ、公正価値測定は当初の評価よりも、IFRSにおいてかなり広範囲にわたって取り上げられています。

IAS第39号「金融商品:認識及び測定」及びIAS第40号「投資不動産」などの明白な例のみならず、重要な公正価値測定の要求事項は、IFRS第3号「企業結合」、IAS第16号「有形固定資産」並びにIAS第36号「資産の減損」といった基準にも含まれています。また、IFRS第13号は、基本財務諸表において公正価値で測定される項目に加えて、開示のみを目的として公正価値評価される項目に対しても適用されます。

# 公正価値の定義

IFRS第13号では、公正価値を、測定日時点で市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格(すなわち、出口価格)と定義しています。

本基準では、公正価値は、当該資産又は負債に関する主要な市場、あるいは主要な市場がない場合には、当該資産又は負債に関する最も有利な市場で行われる取引に基づくことを明確にしています。主要な市場とは、当該資産又は負債についての活動の量と水準が最大である市場をいいます。

# 公正価値ヒエラルキー

IFRS第13号では、公正価値ヒエラルキーを定めており、そこでは公正価値を測定するために用いる評価技法へのインプットを3つのレベルに区分しています。この要求事項は、公正価値の測定及び関連する開示の策定において、整合性と比較可能性を向上させることを目的としていますが、従来は金融商品に対してのみ適用されていました。ヒエラルキーの3つのレベルとは以下のとおりです。

- ・レベル1のインプットは、測定日における企業がアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発 な市場における相場価格(無調整)である。
- ・レベル2のインプットは、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接又は間接に観察可能なものである。
- ・レベル3のインプットは、資産又は負債に関する観察可能でないインプットである。

### 開示

IFRS第13号では、公正価値測定に関する包括的な開示フレームワークを示しています。IFRS第7号 「金融商品:開示」で要求される公正価値の開示を、公正価値で測定される非金融項目に対しても適 用するようにして、公正価値で測定されない一部の項目の公正価値についての開示を要求します。

本フレームワークは、財務諸表の利用者が、測定のために使用された評価技法及びインプットを評価 するのに役立つことを目的としています。要求される開示は上記で説明した公正価値ヒエラルキーに より異なり、ヒエラルキーの低い方のレベルに属するほど開示要求は増加します。

これらの要求事項によって、一部の企業においてはかなりの量の追加の開示が生じることになるでしょ う(例えば、投資不動産を公正価値で測定する場合など)。

### 影響

上記で説明したように、IFRS第13号の適用範囲は広いです。公正価値は、IFRSで広範囲にわたって 取り上げられている概念ですが、報告される資産及び負債の多くには相場価格がありません。その結 果、多くの場合、公正価値を見積る必要があります。

とはいえ、必ずしもIFRS第13号により、実際に公正価値が大幅に変わるということではありません。実 際には変わらない場合が多いです。新しいガイダンスの大部分が一般的な評価実務に整合させるこ とを意図しているためです。ただし、どのような影響があるかは、最終的に公正価値測定される項目及 び現在の使用方法に左右されます。評価ガイダンスの影響をさほど受けない企業でも、IFRS第13号 による拡充された開示要求の影響を受ける可能性は高いでしょう。

# 規制当局が注視する領域

他の新しい基準と同様、規制当局は、その監督対象の企業がIFRS第13号を適用している方法に細心 の注意を払うことが予想されます。さらに、多くの規制当局は、次の具体的な論点に焦点を当てるとい うことを示唆しました。

# 資産又は負債の特性

IFRS第13号では、資産又は負債の特性が以下に該当する場合には、公正価値を見積る際に考慮に

- a. 問題となる資産又は負債それ自体の特性(当該資産又は負債を保有する企業の特性ではなく)で あるか、
- b.市場参加者の価格決定に影響を与えるか。

本基準では、これにより、場合によっては、観察可能な市場のインプット(例えば、支配持分の公正価 値を測定する際の支配プレミアム)に調整を行う場合が示されています。ただし、会計単位と整合して いる場合に限ります。しかし、特定の状況において適切な会計単位となるものについては疑問が提起 されており、IASBは現在この問題について検討を行っています。IASBにより本問題が明確化されるの を待つ間、規制当局は、発行体が会計単位に関する企業の分析の明確な開示を求めていることを示 唆しました。

#### 不履行リスク

IFRS第13号では、負債の公正価値には不履行リスクの影響を反映させるよう要求しています。これに は、企業自身の信用リスクも含まれます。このことは、デリバティブ取引を行っている又は金融負債を IAS第39号の公正価値オプションに従って公正価値で測定するものに指定している企業に特に関連 があります。デリバティブ金融負債を含め、公正価値で測定される金融負債については、公正価値の 見積りは、企業自身の信用リスクの影響及び変動を組み込まなければなりません。これは一般的に、 評価に調整を組み込むこと(Debit Valuation Adjustment又はDVA)によって行われます。

また、金融商品の公正価値を決定し、目的適合性のある開示を行う際には、相手先の信用リスクを正 確に認識しなければなりません。この場合には一般的に、信用評価調整(Credit Valuation Adjustment又はCVA)を行う必要があります。

規制当局は、発行体が使用する方法について、及びその金額が大きい場合には、相手先の信用リス クが資産の公正価値測定に与える影響と不履行リスクが負債の公正価値測定に与える影響について、 適切なレベルの透明性を示す必要があると考えています。



IFRS第13号の公正価値測定の詳細については、IFRSニュース特別号 「IFRS第13号『公正価値測定』」をご覧下さい。本刊行物は、各国のグラン ト・ソントン・メンバーファームのIFRS窓口で入手することができます。

# 16. 年金コストの会計処理

本セクションでは、年金コストの会計処理について考察します。確定拠出制度から発生するコストの会計処理は比較的明快ではありますが、確定給付年金制度に関するコストの会計処理は、最近多くの開発が行われている長年難しいとされている領域です。

以下でこうした開発について説明します。しかし、その前に、IAS第19号「従業員給付(2011年改訂)」の要求事項について簡単に説明します。

# IAS第19号「従業員給付」(2011年改訂)

IAS第19号(2011年改訂)は、2013年1月1日以後に開始する年度から適用されました。これにより、確定給付年金制度に関する会計処理方法が変更されます。

本基準の修正版は、確定給付制度に係る認識、表示及び開示を改善することを目的としています。 特に、純損益及びその他の包括利益利益(OCI)に表示される金額に影響を与えることが予想されます。

# 主要な変更点

本基準の修正版で行われた主な変更により、以下の事項が生じることになります。

- ・確定給付を提供するコストのすべての見積り変動及び制度資産の価値のすべての変動を即時認識する。従来のIAS 第19号の下で、「回廊」アプローチを含め認められていた利得又は損失の遅延認識手法は、廃止された。
- ・確定給付制度により生じるさまざまな種類の利得及び損失を区別する新しい表示方法が示され、すべての利得及び損失は、OCIに表示される「再測定」を除いて、純損益に表示するよう要求される。 下表は、新しいアプローチに基づいて個別に表示することになる給付費用の変動を示している。

# IAS第19号 従業員給付(2011年改訂)

利得又は損失の種類	認識
勤務費用	純損益
確定給付負債(又は資産)の純額に係る利息純額	純損益
確定給付負債(又は資産)の再測定	その他の包括利益*

<sup>\*</sup> 従来のIAS第19号では、企業が確定給付債務及び制度資産の公正価値の変動のすべてを純損益として認識することができる選択肢を設けていましたが、本修正により削除されたことに留意してください。

上記の変更に加えて、利息費用の純額の算定が変更されて、制度資産に係る期待収益と確定給付制度債務の積立に係る利息費用を個別に算定することがなくなります。その代わりに、単一の比率 (通常、優良社債の市場利回り)が確定給付制度債務及び制度資産の純額に適用されます。このことは、純損益に影響を与え、その結果、多くの企業の利益が減少する可能性があります。

#### 最近の動向

# 確定給付年金制度の割引

年金債務の長期的性質により、確定給付年金制度の会計処理は使用する割引率による影響を非常に受けやすいです。ここ数ヵ月間、IFRICは、IAS第19号(2011年改訂)の割引率に関する要求事項の適用について、多くの問題の検討を行っており、いくつかの重要なアジェンダ却下決定(しばしば、却下通知とも呼ばれます)を公表しました。IFRICの却下通知は公式にIFRSに含まれないとはいえ、企業や規制当局にとっては重要なガイダンスの源泉です。IFRSの利害関係者は、財務諸表の作成者が自身の会計方針を決定する際にIFRICの却下通知についてよく検討することを求めています。

# 税引前又は税引後の割引率か

IFRICは2013年7月に、退職後給付債務を割り引くために使用する割引率の決定に関する却下通知を公表しました。IFRICは、税引前又は税引後の比率を使用すべきかどうかに関するガイダンスを示すよう求められていました。それに応じて、確定給付債務の計算に使用する割引率は税引前とすべきという見解を表明する却下通知を公表しました。

# 数理計算上の仮定:割引率

数ヶ月後、IFRICはIAS第19号(2011年改訂)に基づく割引率及び数理計算上の仮定の使用に関する 却下通知についても公表しました。

この却下通知の背景には、退職後確定給付債務の割引に使用する利率は、優良社債の市場利回りを反映すべきであるとするIAS第19号(2011年改訂)の要求事項が関係しています。

ガイダンスの要請では、これまでの一般的な実務によると、上場会社の社債が認められている格付機関が付与する最上位2段階の格付け(例えば、「AAA」又は「AA」)のいずれかを受けている場合には通常、優良社債と考えられてきたことが指摘されました。また、金融危機により、「AAA」又は「AA」と格付けの社債数が重大な割合で減少したと要請の提出者が考えていることも示されました。このことを踏まえて、提出者は、「AA」よりも格付けの低い社債を優良社債と考えられるかIFRICに質問しました。

これに対して、IFRICは、IAS第19号(2011年改訂)で使用している「優良(high quality)」の表現は、絶対的な信用度の概念を反映しており、社債の所与の母集団についての相対的な信用度の概念を反映するものではないということを指摘しました。

結果として、IFRICは2013年11月に、優良の概念は一定期間にわたり変化するものではないという見解を表明した却下通知を公表しました。したがって、優良社債の数が減少したからといって、優良の概念に変化が生じることはありません。そのため、IFRICは、優良社債の利回りを反映するために、割引率の算定に用いる企業の手法や技法が各期間で著しく変化することは想定していません。

また、割引率は通常は重要な数理計算上の仮定であり、財務諸表の作成に際して行った重要な判断に関するIAS第1号「財務諸表の表示」における開示要求にも関連性を有する場合がある点についても指摘しました。

# 地域市場の論点

同様の論点が、世界の特定の地域で使用される割引率に関して提起されました。

上述したように、これまでの一般的な実務では、社債が国際的に認められている格付機関による最上位2段階の格付け(すなわち、「AAA」又は「AA」)のいずれかを受けている場合に限り、優良社債であると考えられていました。また、IAS第19号(2011年改訂)では、優良社債に厚みのある市場が存在しない国では、国債の市場利回りを使用しなければならないと述べられています。

しかし、ユーロ圏の一部の欧州諸国では、困難な経済状況により優良社債が存在していないという事態が発生しました。そのため、企業によっては、そうした国の国債利回りの使用について検討するようになりました。

現在の経済状況において、そのような国債利回りを使用すれば、認識される確定給付年金債務が著 しく小さくなる可能性があります。これは、ユーロ圏のソブリン債務危機により、主要な格付機関が一部 の国の国債を優良とみなされないレベルまで大幅な格下げを行ったためです。その結果、そうした国 の国債利回りが大幅に上昇しました。そのような利回りを割引率として使用した場合には、認識される 債務が大幅に減少することとなります。コメント提出者は、こうした結果の妥当性について疑問視しました。

IFRICは、この問題について検討し、欧州で示された債務に関して、優良社債の市場の厚みはユーロ 圏の水準で評価されるべきであるという見解への支持を表明しました。したがって、優良社債について 厚みのある市場が存在しないユーロ圏の国々に関して、企業は、国債を参照して割引率を設定する 前に、ユーロ圏の他の国の企業が発行した優良社債を最初に参照しなければなりません。本問題の 重要性を考慮して、IFRICは、IASBが本問題に対処するよう提言しました。

そのため、IASBは、退職後給付債務についての割引率を見積るために用いる優良社債は、当該負債 と同じ通貨建のものであるべきことを明確化する提案を「IFRSの年次改善2012年-2014年サイクル」 に含めました。したがって、IASBは、優良社債についての市場の厚みは通貨レベルで評価すべきで あることを明確化するよう提案しています。

# 従業員拠出の扱いの明確化

IAS第19号(2011年改訂)が公表される前は、企業は、確定給付制度への従業員拠出を、勤務が提供 された期間の勤務費用から控除することが一般的な実務とされていました。しかし、IAS第19号(2011 年改訂)では、勤務に連動している拠出を、勤務費用の減額として(すなわち、負の給付として)勤務 期間に帰属させることを要求しています。

当該要求事項が単純な拠出制度に適用される場合に、その複雑性に関して懸念が生じました。その ため、IASBは2013年11月に、「確定給付制度:従業員拠出(IAS第19号の修正)」と題して、IAS第19号 の狭い範囲の修正を公表しました。修正は以下の通りです。

# 修正

- 勤務に連動している従業員又は第三者からの拠出を、どのように勤 務期間に帰属させるべきかについての要求事項を明確化する。
- IASBは、従業員又は第三者からの拠出の金額が勤続年数に依存し ている場合には、企業は、総額での給付をIAS第19号第70項に従っ て帰属させるのと同じ方法で(すなわち、制度の拠出算定式又は定額 法のいずれかを使用して)、当該拠出を勤務期間に帰属させなければな らないことを明確にしています。
- ・ 拠出の金額が勤続年数に依存していない場合に、実務上の便法を 実務上の便法は、企業が当該拠出を勤務期間に帰属させる代わり 認める。
  - に、関連する勤務が提供された期間における勤務費用の減額として認 識することを認めています。

# 今後について

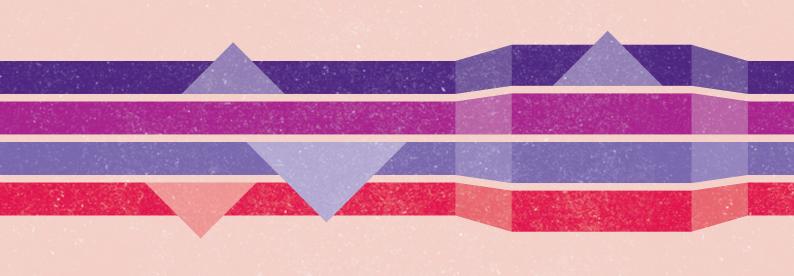
# 17. IFRIC第21号「賦課金」

IFRIC第 21号「賦課金」では、政府が課す賦課金を支払う負債を企業がどのように会計処理すべきなのかを検討しています。数多くの新しい賦課金が、特に銀行に関して、世界的金融危機の後に導入されました。しかし、IFRIC第21号は、より確立された法人所得税以外の種類の税金、例えば、固定資産税、環境税及び給与税(IAS第19号「従業員給付」の適用範囲に含まれる社会保障のための拠出又は類似の税金を除く)に対して適用されます。賦課金は課税所得を基礎としていないため、IAS第12号「法人所得税」の適用範囲には含まれません。したがって、関連する負債は、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に基づいて会計処理を行います。

IFRIC第21号は、IAS第37号の範囲に含まれる賦課金を支払う負債に関する会計処理、特に企業が 賦課金を支払う負債を認識しなければならない時点を取り扱っています。また、時期と金額が確実で ある賦課金を支払う負債に関する会計処理についても取り上げています。

IFRIC第21号では、賦課金支払負債を生じさせる債務発生事象は、法令に述べられている賦課金の支払の契機となる活動とされています。例えば、賦課金の支払の契機となる活動が当期における収益の発生であり、当該賦課金の算定がある期の前の期に発生した収益に基づいている場合には、当該賦課金の債務発生事象は当期における収益の発生です。賦課金の支払の契機となる活動が一定の期間にわたって生じる場合、賦課金支払負債を漸進的に認識します。例えば、債務発生事象が一定の期間にわたる収益の発生である場合には、対応する負債は企業の当該収益の発生に伴って認識します。

また、IFRIC第21号は、将来の期間において営業し続けることを経済的に強制される結果、将来の営業を契機として生じる賦課金は、それを支払う推定的債務を企業は有していないことを明確にしています。当期の活動を参照して測定されるが、将来の期間の特定の日に企業が営業を継続している場合に限り、その支払が生じる賦課金については、コメント提出者によっては直感に反すると考える会計上の結果をもたらす可能性があります。



#### スナップショット

IFRIC第21号では、賦課金支払負債を生じさせる債務発生事象は、法令が定める賦課金の支払の契機 となる活動であるということを明確にしています。こうした「活動」が、会計期間の特定の日に生じる場合に は、年間の債務全体(及び関連する費用又は借方)を当該日付に認識します。

このように債務全体を1日で認識する方法によると、多くの法域におけるさまざまな法人所得税以外の税 金に係る過去の実務に変更が生じさせます。結果として、特定の法人所得税以外の税金がIFRIC第21 号の範囲に含まれるかどうかが問題となります。

#### 発効日

IFRIC第21号は、2014年1月1日以後開始する事業年度から適用となっています。早期適用が容認さ れており、遡及適用する必要があります。

#### 論点

#### 固定資産税

多くの国において、固定資産税は、特定の日に市当局又はその他の地方政府機関によって不動産の 所有者に対して課されています。法的債務の時期が厳格に定められているにもかかわらず、実際には 多くの企業はこれまで費用を事業年度にわたって認識していました(そして、このために、必要に応じて、 未払費用又は前払費用を計上していました)。

結果的に、多くの固定資産税が、IFRIC第21号の適用範囲に含まれることになりそうです。従前の方針と して、費用を事業年度にわたって認識していた企業における費用認識の時期に影響を与える可能性が あります。

#### 給与税

人件費、又は同様のコストに基づく税金について、IFRIC第21号又はIAS第19号が適用されるかの疑問 が生じています。IAS第19号は、「社会保障のための拠出」に対して適用されますが、この用語について は定義されていません。

企業の債務が単に賃金及び給与の比率にすぎない場合には、当該税金がIFRIC第21号の範囲に含ま れるかどうかの問題によって、実務上の相違が生じることはほとんど、あるいは全くないでしょう。しかし、 基準値を条件とする給与税などの、より複雑な状況においては関連性を有する可能性があります(例え ば、賃金が最低限の年次の金額を超過した場合に、企業が事業年度に支払ったか又は支払うべき賃金 に基づいて給与税を算定する場合など)。

#### ライセンス契約の下での未払税金

一部の国や産業において、企業は特定の市場で事業を行う又は特定の活動に取り組むライセンス(例 えば、テレコムサービスのライセンス)を保有する条件として、規制当局に年間料金を支払う必要がありま す。この料金は、規制当局が、規制対象の企業から年間の運用コストの一部を回収できるように設計さ れている場合があります。

営業免許は特定の市場で事業を行う権利を表すため、免許を保有し続ける条件として支払うべき料金 は、特定の市場に参加するための賦課金(例えば、銀行税)と変わらないとみなされる可能性があります。 したがって、そうした料金は、IFRIC第21号の範囲に含まれると考えることができます。

#### 結論

IFRIC第21号は、多くのさまざまな種類の賦課金及び法人所得税以外の税金に適用されます。その ため、主として、将来の会計期間において支払の契機となる日が関連する法令により特定されている が、支払額は当期の活動に基づいている場合に、現行の実務に変更が生じることが予想されます。

# 18. 投資企業

IASBは2012年10月に、「投資企業-IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第27号の修正」を公表しまし た。本修正では、親会社はすべての子会社を連結しなければならないという確立された原則に対する 例外を投資企業に対して設けました。プライベート・エクイティ企業、ベンチャー・キャピタル企業、年 金基金、ソブリン・ウェルス・ファンド及びその他の投資ファンドは特に、本修正に関心をもつでしょう。

# 投資企業の定義

本修正は、投資企業を以下のすべてに該当する企業として定義しています。

- a. 一つ又は複数の投資者から、当該投資者に投資管理サービスを提供する目的で資金を得ている (投資サービス条件)。
- b.投資者に対して、自らの目的は、資本増価、投資収益、又はその両方からのリターンのためだけに 資金を投資することであると確約している(事業目的条件)。
- c.投資のほとんどすべての測定及び業績評価を公正価値ベースで行っている(公正価値条件)。

ある企業が当該定義に該当するかどうかを財務諸表の作成者が評価する際の助けとなるよう、以下の いくつかの投資企業の「典型的な特徴」に関する規定が示されています。

- 複数の投資を有していること。
- 複数の投資者がいること。
- ・企業と関連当事者ではない投資者がいること。
- ・資本持分又は類似の持分の形式での所有持分を有していること。



グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、IASBが公表した「投資 企業-IFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第27号の修正」に関するIFRS ニュース特別号を公表しました。

本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントン・メンバーファームの IFRS窓口にお問い合わせください。

# 投資企業に対する会計処理の指針

投資企業に対する会計処理の指針についての概要を表に示しています。主要な変更点は、上記の 定義に該当する企業は、他の企業(子会社)を連結せずに、そうした他の企業に対する支配持分であ る投資を、純損益を通じて公正価値で測定することが求められるという点です。

指針	詳細
投資として保有する子会社に関する会計 処理	<ul> <li>投資として保有する子会社は、連結せずに、IFRS第9号「金融商品」に従って純損益を通じて公正価値で測定する。こうした会計処理は任意ではなく強制的なものである。</li> <li>IFRS第3号「企業結合」は、連結が免除される子会社に対する支配の取得には適用されない。</li> <li>連結の免除規定は、他の投資企業に対する支配持分にも適用される。</li> </ul>
投資企業にサービスを提供している子会社 に関する会計処理	・ 投資企業は、自社の投資活動に関連するサービスを提供している子会社を引き続き連結する必要がある。 ・ IFRS第3号は、投資企業にサービスを提供している子会社に対する支配の取得時に適用される。
個別財務諸表における会計処理	<ul><li>・支配している投資先に関する投資企業の公正価値会計は、自社の個別財務諸表においても適用される。</li><li>・連結の免除規定が当期及び比較対象期間全体を通してすべての投資企業の子会社に対して適用される(すなわち、投資企業にサービスを提供している子会社を有していない)場合には、自社の個別財務諸表がその唯一の財務諸表である。</li></ul>

# 新たな論点ー投資関連サービスも提供する投資企業子会社に関する会計処理

表に示したように、投資企業は、(投資企業である子会社を含む)、子会社に対する投資を公正価値 で測定し、当該子会社を連結しません(ただし、子会社が投資関連サービスを提供している場合を除 く)。しかし、子会社が投資関連サービスを提供している場合には、投資企業は当該子会社を連結し ます。投資企業の子会社自身が投資企業であり(公正価値で測定する投資先を有していて)、さらに、 投資関連サービスを提供している場合に適用される会計処理について問題が提起されました。

IFRICは、2014年1月の会合でこの問題を検討しました。その際、IFRS第10号には、投資企業親会社 が、資企業子会社自身も三者に対して投資関連サービスを提供している場合の、当該子会社につい ての会計処理のガイダンスが示されていないことが認識されました。IFRICの暫定決定は、投資企業 親会社はすべての投資企業子会社を同様に、すなわち公正価値で会計処理しなければならないと いうものでした。その結果、IFRICは、当該会計処理をIASBの年次改善プロセスによって明確化するこ とを提案しました。

### 発効日

本修正は、IFRS第10号の発効日よりも1年遅れて、2014年1月1日以後に開始する事業年度から適用 となります。ただし、IASBは、IFRS第10号を最初に適用すると同時に、投資企業が本修正を適用でき るようにするために早期適用を容認しています。この連結の例外規定を早期に適用することによって、 該当する企業は、IFRS第10号の新たな基準に基づいて支配の有無の判定を見直す際に費やさなけ ればならない多くの時間と労力を省けることになるでしょう。

#### 移行の簡略化

比較情報の修正再表示や適用開始日より前に除外された子会社の取扱いなどの領域に関連する多 くの規定が、影響を受ける企業の移行を簡略化するために本修正に含まれています。

# 19. IFRS第9号「金融商品」

IFRS第9号「金融商品」は、複数のフェーズに分けられたプロジェクトであり、最終的にはIAS第39号 「金融商品」全体を置き換えます。第1フェーズは、金融危機を受けて2009年11月に公表され、プロ ジェクト全体がようやく完了しつつあります(主に銀行セクターにとって関心が高い専門的なトピックで あるマクロ・ヘッジ会計を除きます)。本セクションでは、2013年後半に本基準に対して行われた変更 及び2014年前半に行われる予定の変更について考察します。

# 2013年後半に行われた修正

# ヘッジ会計

IASBは2013年11月に、IFRS第9号「ヘッジ会計」の第6章を公表しました。

IAS第39号のヘッジ会計の要求事項は、企業がヘッジ会計を使用することができなくなるか、又は場 合によっては使用を先延ばしにしてしまうような複雑な規則が含まれていることについて強い批判を招 いていました。例えば、ヘッジの有効性は予想と結果の両方において判定され、80%から125%の範囲 内にある「判定基準」がヘッジの遡及的な有効性を定量的に評価するにあたって使用されていました。 当該判定基準を超えた場合には、ヘッジ会計を中止し、純損益にボラティリティが生じることになります。

こうした複雑性の理由としては、ヘッジ会計の要求事項がIAS第39号の通常の要求事項からの例外と して扱われていたことが一つとして挙げられます。しかし、ヘッジ会計は企業の実際のリスク管理活動 を適切に反映しておらず、そのため、財務諸表の有用性が低下することについても認識されていまし た。IFRS第9号の新たな要求事項は、以下の事項を行うことによって、こうした問題のいくつかに対応 し、ヘッジ会計と企業のリスク管理活動とをより密接に整合させようとしています。

- ヘッジ対象項目とヘッジ手段項目の両方の適格性を拡大させる。
- ・ヘッジの有効性の判定に際して、より原則主義的なアプローチを導入する。

結果として、新しい要求事項は、純損益のボラティリティを低下させるのに役立ちます。しかし、新しい 要求事項に関して高められた柔軟性は、企業が任意にヘッジ会計を中止することを認められないこと、 及び拡充した開示を要求されることによって部分的に相殺されます。表は、新しい要求事項に関する ハイレベルの要約を示しています。

#### IFRS第9号のヘッジ会計の要求事項の概要

1110分の ジンム山の文木手長の株文	
特徴	重要なポイント
基準の目的	・ 会計の観点から、ヘッジ会計を、その基礎となっている企業のリスク管理活動により整合させる。
IAS第39号との類似点	ヘッジ会計は依然として選択適用である。     3種類のヘッジ会計(公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、純投資のヘッジ)が引き続き適用される。     ヘッジ関係の公式な指定及び文書化が要求される。     ヘッジの非有効部分は、測定され、純損益に認識される必要がある。     ヘッジ会計を遡及適用することはできない。
主要な変更点	<ul> <li>ヘッジ対象の適格性が拡大した。</li> <li>ヘッジ手段の適格性が拡大し、ボラティリティが低下した。</li> <li>ヘッジ会計の適格性に関する規準及びヘッジの非有効部分の測定に関する規準が改訂された。</li> <li>ヘッジ関係のバランス再調整(リバランス)という新たな概念が導入された。</li> <li>ヘッジ会計の中止を制限する新しい要求事項が追加された。</li> </ul>



IFRS第9号のヘッジ会計の要求事項に係る詳細な情報については、IFRS ニュース特別号「IFRS第9号『ヘッジ会計』」をご覧ください。各国のグラント・ ソントン・メンバーファームのIFRS窓口で入手できます。

# 自己の信用

2013年11月に行われた修正では、IFRS第9号のいわゆる「自己の信用」に関する要求事項を、金融商 品の他の会計処理を変更する必要なしに単独で適用することを認めました。本要求事項は、企業が 自己の負債を公正価値で測定することを選択する場合に関連性があり、IFRS第9号では自己の信用リ スクの変動から生じた公正価値の変動額をその他の包括利益(OCI)に表示するよう要求しています。 本要求事項は、財務面での困難に陥っている企業が低い金額で自己の負債を買い戻すことができる という理論上の能力に基づいて利得を純損益に認識できるという、大方の直感に反する従来の方法 に対処しています。

# 強制発効日

2013年11月にIFRS第9号に対して行われた修正では、企業が新しい要求事項に移行するための十分 な時間を設けるために、2015年1月1日という本基準の強制発効日が削除されました。IASBは2014年2 月に、2018年1月1日以後に開始する事業年度から本基準を適用するよう企業に対して要求すること を暫定的に決定しました。ただし、企業は依然としてIFRS第9号を直ちに適用することを選択できます。

# IFRS第9号の他の章が公表予定

IASBの作業計画によれば、2014年の第2四半期にIFRS第9号に対する追加的な変更が公表されるこ とになっています。当該変更により、本基準における現行の分類及び測定に関する要求事項が修正 され、減損を取り扱う新たな章が追加される予定です。本刊行物を執筆時に入手可能な情報に基づ いて、予想される変更についてその概要を以下で説明します。

#### 分類及び測定

IFRS第9号では現在、企業に、金融資産を、金融資産の管理に関する企業の事業モデル及び金融 資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいて、償却原価又は公正価値のいずれかで分類す るよう要求しています(ただし、金融資産を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定する ことを選択している場合は除きます)。公正価値で測定した金融資産に係る利得及び損失は、純損益 に表示するよう要求されます。しかし、例外が設けられており、当初認識時に、企業は、売買目的保有 でない資本性金融商品への投資の公正価値の事後的な変動を、その他の包括利益(OCI)に表示す るという取消不能な選択をすることができます。

IASBは2012年11月に、IFRS第9号における現行の分類及び測定の要求事項に対する限定的修正を 提案する公開草案を公表しました。当該提案により、負債性金融商品について、企業の事業モデル に基づいてその他の包括利益を通じて公正価値で測定する測定区分(FVOCI)が導入されることにな るでしょう。IFRS第9号の要求事項の変更を最小限にするために、当該修正は本基準における事業モ デル主導の分類の構造と整合していることが予想されます。本刊行物の執筆時では、これらの変更案 を反映させた修正が、2014年の第2四半期に最終化されることになっています。

# 減損

IASBは2013年3月に、公開草案「予想信用損失」を公表しました。本公開草案では、発生損失モデル に代わる、より将来予測的な情報を使用する代替案が提案されました。また、IAS第39号について指 摘された複雑性に関しては、減損会計の対象となるすべての金融商品に同じ減損モデルを適用する ことによって対処しようとしています。

本提案では、信用損失の認識は、企業が最初に信用損失事象を識別することに依拠しないことになり ます。その代わりに、企業は、信用リスクの評価及び予想信用損失の測定に際して、より広範な情報 を考慮することが必要となるでしょう。これには以下の情報が含まれます。

- ・ 過去の事象(類似の金融商品についての過去の損失の実績など)
- ・現在の状況
- ・当該金融商品に係る将来キャッシュ・フローの予想される回収可能性に影響を与える合理的で裏 付け可能な予測

こうした将来予測的なアプローチを適用するにあたり、IASBは下記の項目による区分を行います。

- ・信用度が当初認識以降に著しく悪化していないか又は信用リスクが低い金融商品
- ・信用度が当初認識以降に著しく悪化しており、その信用リスクが低くない金融商品

上記の2つの区分のうち初めの項目については「12か月の予想信用損失」を認識し、後の項目につい ては「全期間の予想信用損失」を認識します。

信用度が当初認識以降に著しく悪化しており、信用リスクが「低く」ない場合には、その金融資産は 12ヶ月の予想信用損失区分から全期間の予想信用損失区分へと移行します。したがって、12ヶ月の 予想信用損失と全期間の予想信用損失との「境界線」は、報告日現在の信用リスクの変動及びリスク の絶対水準の両方に基づいて判定されます。

また、提案された予想信用損失モデルには第3の段階があります。減損の客観的証拠があるとされた 金融資産については、金利収益は損失評価引当金を控除後の償却原価に基づいて算定されます。

本章が公表される際に(現時点では、2014年の第2四半期となる見込みです)、簡素化として以下の2 つの事項を含めて、本提案の複雑性についての懸念に対処することが予想されます。

- 1. 「短期」の営業債権については、企業は常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で認 識しなければならない。引当マトリクスの使用など、実務上の簡便法の適用が容認されている。
- 2.「長期」の営業債権(IAS第18号「収益」における金融取引の構成要素である営業債権)及びリース **債権については、企業は常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で認識する会計方** 針を選択することができる。



# 20. 収益認識の開発

IASBと米国の基準設定主体であるFASBは、収益認識に関する新たなコンバージェンスした基準(「新たな収益基準」)を公表しようとしています。本書の執筆時点では、IASBの作業計画において、2014年の第2四半期に公表予定であると示されています。新たな収益基準では、以下の事項を行います。

- ・IAS第18号「収益」、IAS第11号「工事契約」及びいくつかの部の収益関連の解釈指針を置き換える。
- ・新たな支配に基づく収益認識モデルを確立する。
- ・収益が一時点又は一定の期間にわたって認識されるのかを決定する基準を変更する。
- ・特定のテーマに関する新たな、より詳細なガイダンスを提供する。
- ・収益に関する開示を拡充し、改善する。

#### 実務上の考察ー新たな収益基準の影響

言うまでもなく、新基準は、IFRSを適用するほぼあらゆる収益創出企業に影響を与えるでしょう。しかし、各企業のトップラインに及ぼす影響の程度は異なります。新たな収益基準には、複数要素契約や変動価格などの現行のIFRSで取り扱われていない領域におけるガイダンスが示されています。企業への影響の程度は、特定の顧客契約、これまで現行の基準をどのように適用していたのか、及び現行の方針が新たな収益基準が提供する新しい追加のガイダンスとどのように異なっているのかによるでしょう。

### 単一の収益認識モデル

新たな収益基準は、企業が以下のように収益を認識することを求めるコア原則に基づきます。

- ・財又はサービスの顧客への移転を描写するように
- ・企業が当該財又はサービスとの交換で権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で

こうしたコア原則では、次の5つのステップを適用します。



下記の項目では、新たな収益基準のいくつかの要求事項についてスナップショットを示しています。

#### 複数要素契約

顧客契約は、財又はサービスの束を取り扱っている(複数要素契約と呼ばれることが多い)場合があります。現行のIFRSにおける収益に関するガイダンスは、こうした特定の契約に関するガイダンスが欠如していることが批判されています。新たな収益基準では、本テーマに関する追加の要求事項及び検討が提供されます。

この新たな収益基準では、下記のように「区別できる」場合には、履行義務(POs)を別個に会計処理することが要求されます。

- ・顧客は、当該項目からの便益を、それ単独で又は容易に利用可能な他の資源と一緒にして得る。
- ・サプライヤーがさまざまな履行義務を統合する著しいサービスを提供していない。

履行義務が区別できる場合には、契約価格は、各履行義務について見積った独立販売価格に基づいて、履行義務間で配分されます。

#### 収益認識のタイミング

新しい収益基準では、約束した財又はサービスの支配が一定の期間にわたって顧客に移転する場合に限り、作業の履行として認識することが認められます。

概して、これは以下に該当する場合に生じます。

- ・顧客が便益を同時に受け取り消費する。又は、
- ・ 資産に代替的用途がなく、サプライヤー(企業)は現在までに完了した履行についての支払を受ける権利を有しており、契約を履行すると見込んでいる。

### 変動価格

価格設定に変動性があるか又は条件が付されている(例えば、履行に基づく手数料)場合には、収益は最善の見積りに基づいて認識されます。これは、一つの最も可能性の高い金額又は期待値(確率加重金額)である可能性があります。また、変動性のある収益は、認識する金額が、見積りの変更により、後になって重要な戻入れが必要とならないように制限されています。

# 時間価値

新たな収益基準では、契約価格は、重要な財務要素がある場合には調整を行います。実務上の便法 として、履行から支払までの期間が1年以内である場合には、財務要素に重要性がないとみなされます。

# 契約コスト

契約を履行するためのコストは、回収されることが見込まれ、他の条件が満たされた場合に、資産として認識されます。契約獲得の増分コストは、同様の条件が満たされる場合に、資産として認識することができます。

# 具体的な論点

新しい収益基準では、以下の項目を含め、その他さまざまな種類の取引に関する具体的なガイダンスが提供されます。

- 現金以外の対価と資産の交換
- ・返品権及びその他の顧客の選択権
- サプライヤーによる買戻しの権利
- 製品保証
- ・本人か代理人かの検討
- ライセンス供与
- 破損
- ・ 返還不能の前払手数料
- 委託販売及び請求済未出荷契約

#### 開示

新たな収益基準では、以下の項目に関する情報を含め、収益についてかなり詳細な開示が要求されます。

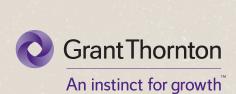
- ・ 残存する履行義務(受注残高)などの顧客契約
- ・行った著しい判断
- ・資産として認識された契約コスト

### 経過措置及び発効日

新たな収益基準は、2017年1月1日以後に開始する事業年度から適用となる予定で、早期適用が認められるでしょう。移行は、遡及して行い、さまざまな実務上の便法が設けられると思われます。

新しいガイダンスは2017年になってから有効となる予定ですが、経営者はその影響の評価を早めに開始しなければなりません。





#### www.gti.org

© 2014 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All right reserved.

"グラント・ソントン"は、保証、税務及びアドバイザリー・サービスをクライアントに提供するグラント・ソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド(GTIL)とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。